



Title	『年中行事歌合』広本の基礎的検討：『太平記鈔』 巻二十四との同文関係をめぐって
Author(s)	野上, 潤一
Citation	詞林. 2009, 45, p. 40-75
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67596
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

『年中行事歌合』 広本の基礎的検討

——『太平記鈔』巻二十四との同文関係をめぐって——

野上 潤一

一 先行研究と問題の所在

『年中行事歌合』広本についての先行研究は、八木意知男氏「『年中行事五十番歌合』論」があるのみである。

八木氏は、広本独自記事に関して、

ではこれらの部分は「増」「減」何れと考えられるべきであろうか。「増」であれば荒木氏（稿者註、荒木尚氏・

『新編国歌大観』解題）のいう一類本（稿者註、略本）↓三類本（稿者註、広本）ということになり、「減」ならば浜

口氏（稿者註、浜口博章氏・『日本古典文学大辞典』『年中行事歌合』項）のいう三類本↓一類本ということになる。

故に重要な意味をもつのであるが、実はこの部分、『公事根源』と深く関わっている。（中略）そして、以上の例で見ると、『年中行事歌合』と『公事根源』との関わりは最早動かしがたい。しかもここで注目すべきは、『年中行事歌合』伝本間で増減問題となっている部分が、ほとんど同文で『公事根源』に認められることである。

例示しなかった場合も同様である。そこで『年中行事歌合』をとり込んで『公事根源』が成っているのであれば、当該増減対象部分は少くとも『公事根源』の参考とした『年中行事歌合』には存した文辞ということになる。

とし、広本独自記事と『公事根源』の一致から、『公事根源』にとり込まれた『年中行事歌合』は天明元年本（稿者註、広本・版本）等の如きものであった」と結論している。

また、略本との先後関係については、

A 夜の事なれば殿上の侍臣桃のゆみあしの矢をもつて御殿のかたに立ておにをいるなり（天明元年本）

B 殿上の侍臣桃のゆみあしの矢をとりて鬼を射るなり（新編国歌大観本）

C 殿上人ども御殿の方に立ちて、桃の弓葦の矢をして射る（公事根源）

となる。三者間の遠近はさて置き、この場合AよりBの方が文章としてすっきりしている。このことは、増減問題と合わせ考える時、単に語の異同というだけの異本関

係ではなく、草稿と定稿といった関係を予測せしめる。
右のごとく、「予測」を示している。

よって、「予測」も含まれるが、八木氏の論文では、【広本
Ⅱ草稿・『公事根源』依拠本文】【略本Ⅱ定稿】という位置づ
けがなされていると見てよいだろう。

その前提となる広本独自記事と『公事根源』の一致に関し
ては、

▼広本『年中行事歌合』【一番・右・朝賀】（以下、「広本」）

（前略）一条院正暦年中より此事たえてなし【神武天皇
元年正月一日かしははらの宮に都をたてゝはじめてくら
半につかせ給ひけるとき宇摩志摩治命天瑞をそうせるよ
し日本紀に見えたり】

『公事根源』【朝賀】

神武天皇元年正月一日、橿原の宮に都を建て、始めて位
に即かせたまひける時、宇摩志麻治命、天瑞を奏せら
るゝよし、日本紀に見えたり。これなどをや始とも申す
べき。

▽『先代旧事本紀』天皇本紀（神武）

辛酉為元年。春正月庚辰朔。都橿原宮肇。即皇位。（中
略）宇摩志麻治命奉献天瑞。

▼広本【十九番・右・孟蘭盆】

（前略）経文に侍るとかや【むかし斉明天皇の御時あす
かの寺に須弥山のかたをつくりうらばんをまうけられ

けるとかやすべて諸寺にておこなはるゝ事なるへし】

『公事根源』【孟蘭盆】

昔斉明天皇の御時、飛鳥寺にして、須弥山の形をつくり、
孟蘭盆会を設けられるとかや。すべて諸寺にて行は
るゝ事なるべし。

▽一条兼冬『世諺問答』

齊明天皇は須弥山のかたをつくりて。飛鳥寺にて孟蘭盆
会をまうけられしとかや。

▼広本【十四番・左・賀茂祭】

左賀茂のまつりの事欽明天皇の御ときはしめらる【当日
のつかひは近衛司これをつとむむかし夢のつけ侍りしよ
り今日人々あふひのかつらをかくるなり下賀茂をは玉依
姫と申て賀茂建角身命のむすめなりあるときせみの小川
の辺にあそひけるに河上よりにぬりの矢一すちながれ来
る玉依姫このやをとりて我家の屋ねにさしはさむそれよ
りしてほどなくはらみて男子をうむしかれとも父をたれ
ともしらねハはかりことに児にさかつきをもたせてなん
ぢか父にさせとをしへければ児さかつきをこくうになげ
て天にのほる別雷命是也】

『公事根源』【賀茂祭】

当日の使は、近衛の中少将つとむ。昔夢のつけ侍りしよ
り、今日人々、葵桂の髪をかくるなり。（中略）下賀茂
の御祖、上賀茂別雷二の神祭なり。この御祖をば、玉依

姫と申す。賀茂建角身命のむすめなり。或時せみの小川
のほとりに遊びけるに、川上より丹塗りの矢一すぢ流れ
下る。玉依姫この矢をとりて、我家の屋根に挟む。それ
よりして程なく孕みて、男子をうむ。しかれども、父を
誰とも知らざりき。或時謀に酒もりをして、今の児に盃
をもたせ、汝が父にさせと教えければ、児その盃をば虚
空に投げて、家の屋根をふみ破りて、我は天神の御子な
りとて、天上をさしてぞ昇りける。即ち別雷の命これな
り。

右のごとく、文辞の一致が見られることに加え、「朝賀」項
に見える「日本紀」が『先代旧事本紀』であることをも考量
すれば、うべなわれるところである。

しかし、八木氏の論は、

①良基が、「内容的には大半が行事がいつから始まったか
を語る部分である」広本独自記事を、定稿において削除
した動機が説明されていない。

②略本「廿六番・右・御灯」項における北斗と北辰の不統
一が、『公事根源』においても保存されているのに対し、
広本では北辰に統一されていること、略本「廿番・右・
祈年穀奉幣」項の「廿一社」が、広本では史実に即す
「二十社」となっていることなどが検討されておらず、
広本を草稿とする根拠はないに等しい。

③そもそも、広本・略本ともに良基作とする根拠がない。

④版本のみの検討で、広本中世写本の有無など、写本によ
る裏づけが皆無である。

⑤『年中行事歌合』以外の『公事根源』の典拠がまったく
視野に入っていない。

⑥広本独自記事が『公事根源』による補入であるという場
合が想定されておらず、結論が先行している。

など、非合理的な問題点が多数あげられる。特に、広本は、
慶安二年版本・万治二年版本・延宝四年版本・天明元年版
本・刊年不明版本など、近世の版本が圧倒的に多く、写本に
関しても、版本の写しでないことが明らかなもの―特に中世
の写本―がいまだ確認されていないという事実は、重く見る
べきであろう。

つまり、『年中行事歌合』をとり込んで『公事根源』が
成っているのであれば、当該増減対象部分は少くとも『公事
根源』の参考とした『年中行事歌合』には存した文辞という
ことになる」との先入見を排して、実証的に検討する必要が
あると言えるのである。

二 広本の後発性について

二・一 構成・文体上の差異に着目して

まず、略本と広本の構成・文体上の差異に着目し、広本独
自記事の特異性について検討する。

第一に、略本の行事説明が、すべて「左方記事・右方記

「事」という枠組であるのに対し、広本には、「左方記事・右方記事」・左方記事、「左方記事・右方記事」・左方記事・右方記事とする項があるという構成上のちがいがあげられる。

そして、略本が、「別の子細なし」などとしながら、文をつづける場合、

▼略本「五番・左・白馬節会」

正月七日白馬節会と云ふ事は、たれもみみなれ侍る事なれば、今更注し申すに及ばず、馬は陽獣なり、青は春の色なり、これによりて正月七日青馬をみれば、年中の邪気をさり、年災を除くと云ふ本文侍るとかや、されば御馬は三七廿一疋なり、是は三才にかたどるよし寛平の御記に見えたり、節会の儀式は、いつもの事なればこまかに注さず、

略本「六番・左・春日祭」

春日祭の事は別に申すべきふしもなし、春日おほん神、鹿島よりみかさ山へうつらせ給ひし事は、神護慶雲年中にや、其後官幣にあづからせ給ふ、年に二度の祭侍るなり、

略本「十番・左・大原野祭」

左は大原野祭、二月十一月兩度、別の子細なく侍り、此社は后宮のまるらせ給はんため、春日の本社遠きゆゑにうつし奉らるるなり、大方神事に大祀中祀小祀といふ事あり、一月の神事をば大祀と申すなり、三日をば中祀、

一日をば小祀と申すにや、此祭などは小祀にて侍るなり、「春日祭」項のように、やや注意を要する例もあるが、後続の文は、縁起や本文・本説に関する説明であることが多く、少なくとも、行事の次第を述べることはないと言える。「今更注し申すに及ばず」「別に申すべきふしもなし」「別の子細なく侍り」の主語が行事自体であること、特に「白馬節会」項の場合、末尾に「節会の儀式は、いつもの事なればこまかに注さず」とあることから、そのように矛盾なく理解できる。しかし、広本は、

▼広本「一番・右・供屠蘇白散」

右とそひやくさんといふくすりにやまひなしといふめてたきくのう侍れはとしのはしめに清涼殿にてきこしめすなり薬子はおさなき童女にて侍りこれも屠蘇ハ小児よりのむほんもんにてあれば先御くすりをこれになめさせて聞しめすにやさのみはくた／＼しけれハしるすにをよハす

【屠蘇白散の事弘仁年中にはしめらる三ヶ日のあひた此ことあり薬子とは小女のいまた嫁せざるをもとめてこれをもちゆ一献に先屠蘇を酒に入て薬子にのましむ次に銀器にいれて配膳につたふ後に主上へ奉る一日ハ四位二日は五位三日ハ六位蔵人の役なり扱二献に神明白散をくうし三献に度障散を供す】

広本「六番・左・春日祭」

かすがまつりの事はべちに申へきふしもなし春日の御神
かしまよりみかさ山へうつらせ給ひし事は神護景雲年中
なり其後官幣にあつからせたまひとし二月一度のま
つりなり(右「御齋会」略)

【春日のまつりは二月上のさるの日なりまつひつしの日
ちよくしたつ近衛の中少将これをつとむ清和天皇貞観元
年十一月九日にはしまれり】

広本「十一番・右・平野祭」

右平野のまつりことなるしさひなし山人とハまつりにし
たかふ神人を申にやとそおほえ侍る

【平野の祭は四月上の申の日なりやしをを延暦年中に
さうりうありてさいれひをハ貞観にはしめらる又りんし
のまつりは寛和元年正月十日よりはしめらる也】

広本「十八番・右・広瀬龍田祭」

右ひろせたつたのまつりことなるしさひなし【両社はや
まとの国にありまつりの日ははいむなり風水のなんをの
そきて年穀のゆたかなる事をいのり申さるゝにや天武天
皇四年四月にはじまるよし日本紀に見えたり】

「べちに申へきふしもなし」などとしながら、「左方記事・右
方記事」のあとに、行事の基本的な情報や次第について記す
場合がある。傍線部と広本独自記事は齟齬をきたしていると
捉えることもでき、「草稿」とするにしても、よほどの根拠
がないかぎり、これを同一人が一度に書いたものとは考えに

くいだろう。

第二に、広本独自記事には、「云々」とする箇所が五箇
所あるのに対し、略本(広略共通記事)には、それがまった
く見られないという文体上の差異があげられる。

▼広本「十三番・大神祭・灌仏祭」

左大神のかみをまつる別のこともなく侍り

灌仏はほとけのむまれ給ふとき天龍あまくたりて水を
そゝき侍るとかや其れひにてもゝしきにもかんたちへよ
りはじめて仏に水をあぶせたてまつるなり仏生のことな
れは灌仏も一のことこそとおほえはんへり

【大神といふは三輪の大明神のことなり大物主神をいは
せ奉ると云云】

灌仏は推古天皇の御時より初ると云々
広本「二十一番・右・釈奠」

右釈奠といふは先聖孔子老子顔回をまつるなり大学寮に
御影ましませハ供具をそなへ詩をつくりて春秋(二月八
月)の礼奠をたてまつるなり【文武天皇大宝元年二月に
はしまると云々】ひしりの時といへるは孟子やらんに伯
夷は聖の清なる者也伊尹は聖の任なるものなり柳下惠は
聖の和なるものなり孔子は聖の時のものなりと侍るにや
みな一方をえたる聖人はあれとも孔子のやうに時にした
がひあつて大聖なるはなしといへる心なりひじりの時
を訓にいへるまことに其興ありておほえ侍り

「云々」とする文の位置が不定であること、略本（広略共通記事）には、「云々」とする箇所が一箇所もないという文體上の特徴があることを併せ考えれば、略本が「云々」の部分を選んで削ったと考えるよりも、広本が増補したと考えるほうが、自然であると言える。

以上、そもそも、良基がわざわざ書き足したものを自ら削ったと考えるより、増補前に略本が流布したと考えるほうが、自然であることから、【広本は略本に対して後発の伝本である】、特に【左方記事・右方記事】のあとに記される文は増補記事である」ということは疑いなく、確度は別として、【略本は良基による草稿、広本は良基による定稿】ということはありえても、【広本は良基による草稿、略本は良基による定稿】などという可能性はない。

また、広本独自記事を「左方記事・右方記事」の枠組に再編集した伝本が確認されない以上、そして、それが良基による再編集であることが証明されない以上、広本が良基による第二次草稿本であるとすると根拠もない。それは同時に、広本独自記事が良基の手になるものであるとする根拠もないことを意味するから、たとえ「左方記事・右方記事」の枠組に収まる広本独自記事であっても、その位置のみを根拠に、良基が挿入したとすることはできないのである。

二・二 後人補入の可能性について

つぎに、広本独自記事を良基によるものと考えた場合、矛盾が生じる箇所を指摘する。

第一に、広本には、左のような記述の重複が見られる。

▼広本「十二番・右・梅宮祭」

右むめのミやは是定子といひて大臣のくはんれひするやしろにて侍るにやされはたちばなうぢの人の氏神にてわたらせ給ふとそ（左「松尾祭」独自記事略）【また梅宮は師兄公をいはすたるやしるなれハたちは氏の祖神なるへし】

広本「一番・右・供屠蘇白散」

右とそひやくさんといふくすりにやまひなしといふめてたきくう侍れはとしのはしめに清涼殿にてきこしめすなり薬子はおさなき童女にて侍りこれも屠蘇ハ小兒よりのむほんもんにてあれば先御くすりをこれになめさせて聞しめすにやさのみはくたしけれハしるすにをよハす

【屠蘇白散の事弘仁年中にはしめらる三ヶ日のあひた此ことあり薬子とは小女のいまた嫁せざるをもとめてこれをもちゆ一献に先屠蘇を酒に入て薬子にのましむ次に銀器にいれて配膳につたふ後に主上へ奉る一日ハ四位二日は五位三日ハ六位蔵人の役なり扱二献に神明白散をくう

し三献に度障散を供す】

傍記などによる訂正ならばともかく、重複記事の位置を考えれば、このような広本独自記事が、良基の手になるものであるとは考えにくいだろう。

第二に、広本には、左のような説の矛盾が確認できる。

▼広本「五番・右・祝告朔」

されハ祝告とかきてたゞこくと二もしによむか口伝にて侍るなりさためて家々の所改も侍らん（左「白馬節会」独自記事略）【告朔も天武天皇五年九月にハあめによりて告朔なしと日本紀にあれば此ときよりさきにはしまりぬとしりぬへし毎月朔日にあることなれとも正月はことおほきゆへに二日におこなハるゝとなり又四日なともある事なり余月はミナ朔日なるへしかうさくとよむへし】説の矛盾に加え、文の接続が不自然であることから、特に傍線部が、後人による増補であることは明らかである。

以上より、一般化には慎重であるべきだが、広本独自記事が後人によるものである可能性は高いと言える。

三 『公事根源』以前か以後か

つぎに、広本の成立が、『公事根源』以前か以後かを検討する。

その際注目されるのが、広本独自記事と一致する『公事根源』の記述が、『公事根源』の主要な典拠である『建武年中

行事』『師光年中行事』とも一致するという事実である。

▼広本「六番・左・春日祭」

【春日のまつりは二月上のさるの日なりまづひつしの日ちよくしたつ近衛の中少将これをつとむ清和天皇貞観元年十一月九日にはしまれり】

『公事根源』「春日祭」

春日祭 上申日

これも二月と十一月に行はる。まづ未の日使たつ。近衛の中少将つとむ。万賀茂の祭のごとし。府の官人摺袴着て舞人つとむ。使、無名門の前に参りて、事のよしを奏す。舞人ものゝねいだす。藏人出で、祿のうちき一くだりたまふ。当日の晝内侍むかふ。藏人出車奉る。上卿弁も、今日おなじくむかふ。清和天皇貞観元年十一月九日、この祭ハはじまる。

『建武年中行事』

上のひつじのひ春日祭の使たつ。近衛の中少将つとむ。昔は賀茂のまつりのごとし。いまは蛮絵の隨身など許ぞ見ゆめる。府の官人すりばかまきて舞人つとむ。かも祭のごとし。使無名門のまへに参てことの由を申。舞人ものねならす。藏人出で祿のうちぎたまふ。申の日晝内侍むかふ。藏人出車をたてまつる。瀧口ともにさぶらふ。上卿弁もけふぞむかふめる。

『師光年中行事』

上申日。春日祭事。(中略)

清和天皇貞観元年十一月九日庚申。祭春日神云々。

両書が『公事根源』の主要な典拠である以上、『公事根源』は、『建武年中行事』『師光年中行事』によっていると考えざるを得ない。特に『建武年中行事』とは「まづ未の日使たつ。近衛の中少将つとむ」以外の部分も一致しており、広本との一致箇所は、『建武年中行事』に包摂されていることがわかる。

このような事実は、八木氏が考慮に入れていないものであり、これを根拠に、『公事根源』が広本によっているのではなく、広本が『公事根源』によっていると考えることも可能であろう。同様の現象は、八木氏が、広本の文章が、略本に比べて「すっきりしてい」ないとする唯一の根拠である「追儼」項においても、確認できる。

▼広本「三十五番・右・追儼」

右追儼とは年中の疫ををひはらひ侍るころにやひかる源氏になやらふなと申侍るも儼を追にて侍るなりやらふとハ追と云こと葉なり【夜の事なれば】殿上の侍臣桃のゆみあしの矢をもつて【御殿のかたにたちて】おにをいなるなり【四目あるおそろしきおもてをきて手にたてほこをもつまた仮子とて二十人こんの布衣きたるものをそつして内裏の四門をめくるなり慶雲一年よりはしまるとそ】

『公事根源』「追儼」

今日はやなやらふ夜なれば、大舎人寮鬼をつとめ、陰陽寮祭文をもて、南殿の辺につきてよむ。上卿以下これをおふ。殿上人ども、御殿の方に立ちて、桃の弓葦の矢にて射る。仙花門より入りて、東庭を経て瀧口の戸にいづ。

今宵御前に燈火をおほくともす。東庭の朝餉、台盤所の前のみぎりに、燈台を隙なく立てゝともすなり。追儼といふは、年中の疫氣を払ふ意なり。鬼といふは、方相氏のことなり。四目ありて、おそろしげなる面をきて、手にたてほこをもつ。又仮子とて二十人、紺の布衣着たるものを率して、内裏の四門をまはるなり。慶雲二年十二月にはじまる。この年天下に、百姓多く疫病に悩され侍りしゆゑなり。

『建武年中行事』

追儼。大とねりれう鬼をつとむ。陰陽寮の祭文をもちて南殿のへんにつきてよむ。上卿以下これを追。殿上人ども御殿の方に立て桃の弓にている。仙花門より入て。東庭をへて。瀧口の戸にいづ。こよひ所々にともし火をおほくともす。東庭あさがれいだいばん所のまへみぎりに燈台をひまなく立てともすなり。

「御殿の方に立ちて」前後の部分において、『公事根源』と『建武年中行事』の文章構成が一致していることから、『公事根源』が『建武年中行事』によっていることは疑いなく、広

本の文章が「すっきりしてい」ないとすれば、それは、略本の文章に、『公事根源』の文章を補入したためであると考えられるだろう。

文章が「すっきりしている」かどうかというのは、やや曖昧であるが、「四目ある」以下の広本独自記事に関しては、『公事根源』が「鬼といふは、方相氏のことなり」という一文を承けて、主語を省略しているのに対し、広本は、「おにをいるなり」に、「四目ある」以下を接続しているという文章面での不自然さが指摘できる。同様の現象は、『賀茂祭』項においても、見られる。

▼広本「十四番・左・賀茂祭」

【当日のつかひは近衛司これをつとむむかし夢のつけ侍りしより今日人々あふひのかつらをかくるなり】

『公事根源』「賀茂祭」

ひつじの日、先づ上卿陣に着きて、六府を召して警固のよしを仰す。当日の使は、近衛の中少将つとむ。昔夢のつけ侍りしより、今日人々、葵桂の鬘をかくるなり。

『公事根源』は、「ひつじの日」(前旦)に言及しているため、「当日の使」とするのも自然であるが、未の日に言及しない広本が、「当日のつかひ」としているのは、やはり不自然であろう。

そして、このような不自然さは、いづれも、広本が『公事根源』によっている可能性を示唆していると言える。

さらに、「維摩会」項の場合、

▼広本「二十九番・右・維摩会」

右はならの山階寺にて【十日より十六日にいたるまで七ヶ日の間】維摩経を講せらるむかし【大織冠びやうなうのとき百済国の法明比丘きたりて申さく我大ぜうきやうをぢしゆすゆいまきやうと名つくもしこれをどくじゆし給ハ、御やまひはいゆへしと申すすなはちじゆするにいまたおはらざるに御やまひはいゆありきこれよりうやまふこゝろやますしてがつしやうして生々世々大乘にきゑせんとちかひ給ふゆへにとしことにたゆることなくおこなひ給ふ事となり】

『公事根源』「維摩会」

これは、十月十日より十六日に至るまで、七ヶ日の間、興福寺にて維摩経を講ぜらる。十六日は、大織冠の御忌日なる故なり。興福寺は、大織冠の御願とはいひながら、その御子淡海公ぞ、誠にや造りたてられしか。又は山階寺とも申すなり。大織冠病悩に冒され給ひて、今いと見えさせ給ひける時に、百済の尼、名を法明といふ人あり。大臣に申さく、我大乘を持す、名を維摩経といふ、その経の中に問疾品といふ所あり、若しこれを読誦し給は、御病はなほらせ給ひてんと申すによりて、則ちこの一品を誦するに、いまだ誦しも終らざるに、大臣の御病直らせ給ひき。大臣稽首合掌して、生々世々大乘に帰依せん

と誓はせ給ふ。しかるに維摩会は、和銅七年に、淡海公興行せられて、今に絶ゆることなし。この会は、唐国までも聞え侍るとかや。北野天神の御詩にも、名聞三国会留興福、朝之為朝、蓋は会力、とつくらせ給ひけるとなん。

『興福寺縁起』

維摩会

右先正一位太政大臣。奉為聖朝安穩。社稷無傾。謹發弘誓。始開斯会。然太政大臣沈病。既廻万計。時有百濟禪尼。名曰法明。白大臣。我持大乘名維摩經。其中所説問疾品試奉誦。相公御惱平癒歟。未誦一品之前。相公御病既以平癒。時大臣稽首合掌言。生々世々歸依大乘。

略本「廿九番・右・維摩会」

右は、奈良の山階寺にて維摩經を講ずるなり、むかし淡海公の願にて、唐国へも聞えたる大会にて侍り、百濟の尼伝へ侍るよし縁起にも侍るにや

『公事根源』の典拠として、『興福寺縁起』が指摘できるうえに、『公事根源』と、略本にのみある文との一致が見られ、『公事根源』は略本によっており、広本が『公事根源』によっているとの推測が、現段階では、最も合理的であることが知られるのである。

如上の推測の妥当性は、『年中行事歌合』の「三十六番以

降にはこれ（稿者註、広本独自記事）が認められない」（八木氏前掲論文）ことから、裏づけられる。というのも、『年中行事歌合』と『公事根源』の記述が重なるのが、三十五番までだからで、三十六番以降に独自記事がないことは、広本が、『公事根源』（を原拠とするテキスト。次節参照）によって増補されていることを物語る事実であると言える。

以上、広本が略本に対して後発の伝本であること、広本が『公事根源』（を原拠とするテキスト）によって増補されたものであることを検証した。そうすると、広本独自記事は、いづる増補されたかということが、あらたに問題となる。そこで注目されるのが、『太平記鈔』との一致である。

四 『太平記鈔』との一致をめぐって

四・一 同文関係の確認

慶長十五年ごろ成立したと考えられる『太平記鈔』の巻二十四には、「朝儀年中行事」の註釈として、『公事根源』が利用されているが、「意ヲ取テ略シテ書ス」とあるように、必ずしも同文ではないことが知られている。

▼『太平記鈔』第二十四巻

一年中行事 公事根源抄トテ一卷アリ詳ニ載タソ故ニ今ハ彼抄ノ意ヲ取テ略シテ書ス下凡ノ者ノ我等式ノ知ル事ニハ非ス自然ノ違ヒアリトモ咎ヲハ彼書ニユツリ玉フヘシ

にもかかわらず、広本『年中行事歌合』と同文関係にあることは、本論にとって、最も注目し得る事実である。

▼広本「六番・右・御齋会」

【又御齋会は天武天皇九ねんの五月に宮中ならびに諸司にて金光明経をかうせらるる是などをしめと申へきか桓武天皇延暦二十一年正月最勝王経をかうせられてよりこのかた常式とハなりぬとそ】

『太平記鈔』第二十四卷

一御齋会 是ハ大極殿ニテ八日ヨリ十四日マテ七箇日ノ間最勝王経ヲ講セシメテ朝家ヲ祈申シ玉ヘル也天武天皇九年ノ五月ニ始テ金光明経ヲ宮并諸司マテ講セラル是ナントヲ始トハ申ヘキカ延暦二十一年正月ヨリ常式トハ成リヌトソ

『公事根源』〔御齋会〕

これは大極殿にて、八日より十四日まで七ヶ日の間最勝王経を講ぜられて、朝家を祈り申し侍るなり。この経、とりわけ国家を護持する功能あるによりて、荒玉の年のはじめには、先づ講ぜらるゝにや。天平元年十月に、大極殿にて講ぜらる。又天武天皇九年五月に、始めて金光明経を、宮中、并に諸司にて講ぜらる。これなんども、始とは申すべきか。桓武の御宇延暦廿一年正月より、かやうに年々の事にはなりぬるべし。

▼広本「十八番・右・広瀬龍田祭」

右ひろせたつたのまつりことなるしきひなし【両社はやまとの国にありまつりの日ははいむなり風水のなんをこそきて年穀のゆたかなる事をいのり申さるゝにや天武天皇四年四月にはじまるよし日本紀に見えたり】

『太平記鈔』第二十四卷

一広瀬立田 両社ハ大和国ニアリ祭ノ日ハ廢務ナリ風水ノ難ヲ除テ年穀ノ豊ナル事ヲ祈申ル、ニヤ天武天皇四年四月ニ始ル由日本紀ニ見ヘタリ神代卷ニ伊弉諾伊弉册尊ノ朝霧ヲ吹ハラヒ玉ヒシ時噫氣ノ化シテ神ト成タルヲ風ノ神ト申ヨシ見ヘタリ

『公事根源』〔広瀬龍田祭〕

この両社は大和国にあり。祭の日は廢務なり。年に二度おこなはる。使は前の日たつ。大忌風神の祭といふはこれなり。風水の難を除きて、年穀の豊なる事を祈り申さるゝにや。天武天皇四年四月に、風神を龍田の立野にまつり、大忌神を広瀬の川勾にまつると、日本紀に見えたり。神代の卷に、伊弉諾伊弉册尊の、朝霧を吹きはらひ給ひし時、噫氣の化して神となりたるを、風神と申すよし見えたり。いはゆる大塊の噫氣を、風といふ意に通ひ侍るにや。

▼広本「二十七番・左・重陽宴」

左九月九日せちゑにて侍れは菊の花のゑんをおこなはれけるなり此重陽と申は九をは陽数なるよし易などにも申

なり【月も日も九なれハ重陽といふなり】詩なとかうせられていとおもしろき事なり今日ぐんしんにひをゝ給ふ事ためしあるにやなべては十月の旬にこそひをゝハ給ふへきに此せちゑにもためし有事にや

『太平記鈔』第二十四卷

一九月九日重陽宴 九ヲハ陽数ト云ナリ月モ日モ九ナレハ重陽ト云ナリ群臣ニ菊酒ヲ玉ヘル大方五日ノ節会ニ同シトナリ

『公事根源』〔重陽ノ宴〕

九月九日は節日にて侍れば、菊花の宴行はるゝなり。これを重陽宴と申す。九月九日は月と日と、九陽の数に叶ふがゆゑに、重陽とはいふなり。昔は天子南殿に出御なりて、節会行はる。上達部御子達よりはじめて、その道のは、皆探詢たまはり文つくり、文台にすゑて講ぜらる。十月の旬のみにあらず、今日も水魚を賜ふ例あり。又群臣に菊酒をたまはる。大方は五日の節会に同じ。御帳の左右に菜萸の囊をかけ、御前に菊瓶をおく。または菜萸の房を折りて、頭にさしいさめば、悪気を去るといふ本文あり。昔費長房といふ仙人、汝南の桓景に語りてはいく、九月九日汝が家に災あるべし、菜萸の囊をぬひて臂にかけ、山にのぼりて菊酒をのまば、この災消ゆべしと申しければ、その日にいたりて、教の如くせしかば、その身はつゝがなくて、家中の鶏、犬、羊、悉く死にた

り。かやうの功能侍るによて、今日は菊酒をのむといひつたへたり。

▼ 広本「二十九番・右・維摩会」

右はならの山階寺にて【十日より十六日にいたるまで七ヶ日の間】維摩経を講せらるむかし【大織冠びやうなうのとき百済国の法明比丘きたりて申さく我大ぜうきやうをぢしゆすゆいまきやうと名つくもしこれをどくじゆし給ハ、御やまひはいゆへしと申すすなハちじゆするにいまたおはらざるに御やまひいゆありきこれよりうやまふこゝろやますしてがつしやうして生々世々大乘にきゑせんとちかひ給ふゆへにとしことにたゆることなくおこなひ給ふ事となり】

『太平記鈔』第二十四卷

一維摩会 十日ヨリ十六日ニ至マテ七箇日ノ間ニ興福寺ニテ維摩経ヲ講セラル十六日ハ大織冠ノ御忌日ナル故也此大織冠病悩ノ時百済国ノ法明比丘尼来テ申サク我大乘経ヲ持誦ス維摩経ト名ク若是ヲ読誦シ玉ハ、御病ハ愈ヘシト申ス即誦スルニイマタ終サルニ御病平愈アリキ是ヨリ敬心止スシテ合掌シテ生々世々大乘ニ帰依セント誓玉フ故ニ毎年絶ルコトナク行ハレ玉フ会也北野天神ノ御詩ニ名聞三国会留興福朝之為朝蓋是会力ト作り玉ヒケルトナン

『公事根源』〔維摩会〕

これは、十月十日より十六日に至るまで、七ヶ日の間、興福寺にて維摩經を講ぜらる。十六日は、大織冠の御忌日なる故なり。興福寺は、大織冠の御願とはいひながら、その御子淡海公ぞ、誠にや造りたてられしか。又は山階寺とも申すなり。大織冠病悩に冒され給ひて、今いと見えさせ給ひける時に、百済の尼、名を法明といふ人あり。大臣に申さく、我大乘を持す、名を維摩經といふ、その經の中に問疾品といふ所あり、若しこれを読誦し給は、御病はなほらせ給ひてんと申すによりて、則ちこの一品を誦するに、いまだ誦しも終らざるに、大臣の御病直らせ給ひき。大臣稽首合掌して、生々世々大乘に帰依せんと誓はせ給ふ。しかるに維摩會は、和銅七年に、淡海公興行せられて、今に絶ゆることなし。この會は、唐国までも聞え侍るとかや。北野天神の御詩にも、名聞三國會留興福、朝之為朝、蓋是會力、とつくらせ給ひけるとなん。

右から、広本と『太平記鈔』の同文關係を疑う余地はないだろう。そこで問題となるのは、両書の先後關係である。

四・二 『公事根源』以外の典拠をめぐって

両書の先後關係を検討するために、まづ、『太平記鈔』の『公事根源』以外の典拠について考察する。

▼『太平記鈔』第二十四卷

一 視告朔 カウサク是ハ正月二日也名ハ異朝ヨリ起ヌル間論語ニモアレトモ本朝ノ儀ハ少シ差別アリトソ此ハ百官ノ行事ト一日ヲ注シテ毎月天子ノ御覽スルナリ天武天皇五年九月ニハ雨ニヨリテ告朔ナシト日本紀ニアレハ此時ヨリ先ニ始リヌト知リヌヘシ一日ニアリ又四日ナトニモアルナリ視告朔トカキテ只カウサクト二字ニヨム口伝ニテ侍ルヨシアリコクサクトヨムヘカラス毎朔ニアル事ナレ共正月ハ事多故ニ二日ニ行ル、トナリ余月ハ必ス朔日ナルヘシ

広本「五番・右・視告朔」

右視告朔はもろこしのふみのころと我國の義といさゝか別にあるにや論語にいへるは月ごとに朔を廟につくるといへり我朝の義は百官の行事上日をしるして月ごとに天子の御覽するなり（中略）されハ視告とかきてたゞこくと二もしによむか口伝にて侍るなりさためて家々の所改も侍らん（左「白馬節會」独自記事略）【告朔も天武天皇五年九月にハあめによりて告朔なしと日本紀にあれば此ときよりさきにはしまりぬとしりぬへし毎月朔日にある事なれとも正月はことおほきゆへに二日におこなハるゝとなり又四日などにもある事なり余月はミナ朔日なるへしかうさくとよむへし】

『公事根源』「視告朔」

これは、百官の行事上日をしるして、月毎に天子の御覽

ぜらるゝなり。告朔の文をみそなはずと申す意なり。天子、大極殿に出御なりて見給ふ。天武天皇五年九月には、雨によりて告朔なしと、日本紀にあれば、この時より前に始めぬとは知りぬべし。論語にいへるは、月毎に朔を廟に告ぐるといへり。それをも告朔といへり。字は同じけれども、意は替りたり。言惣意別と申すは、かやうの事にや。この事或は一日にあり、又四日などなり。視告朔と書きて、たゞかうさくと、二文字によむが口伝にて待るなり。こくさくとは読まざるなり。

『塏囊鈔』卷四—二十六「視告朔事」

是ハ正月二日也。告朔ト曰。名ハ唐シヨリ起リテ。論語ニモ侍レ共。本朝ノ儀ハ聊カ差別侍リトナシ。我朝ノ儀ハ。百官ノ行事ト一日ヲ註シテ。月毎ニ天子ノ御覽スル也。告朔ノ文ヲ視ト申ス心也。視ニ告朔ト書ルヲ。只コクサクト。二字ニ読テ。視ノ字ヲ読ヌカ。口伝ニテ侍ルトコン承ハレ。(中略) 是ハ毎朔ノ事ナレ共。元正ハ。事多故ニ。二日行ル、也。余月ハ。朔日ナルヘシ。

右、「名ハ異朝ヨリ」云々の部分は、「上日」を「ト一日」としていることなど、『塏囊鈔』が最も近い。『公事根源』にな「毎朔」云々の部分も、広本独自記事より、『塏囊鈔』のほうが近いので、『塏囊鈔』が典拠として浮上する。このほか、「宮内省ノ御薪」項では、

▼『太平記鈔』第二十四卷

一宮内省ノ御薪 ミカキトヨム百官悉薪ヲ奉テ宮内省ニ収ラルナリ天武天皇白鳳二年正月十五日百寮諸人薪ヲ奉ル事アリ是ヤ始ナルヘシ
広本「八番・左・御薪」

左みかま木と申は百官ごとくみかま木をたてまつるなりたとへハこれもたミのかたをやすめんためなりくなひのつかさにおさめられけるなり其ゆへはゑんぎの宮内式などに見え侍り(右「踏歌節会」記事略)

【御薪は天武天皇白鳳二年正月十五日百寮諸人薪をたてまつる事あり是やはしめなるへし】

『公事根源』「御薪」

これは、百官悉く薪を奉りて、宮内省にをさめらるゝなり。その数などは、延喜式に見えたり。天武天皇四年正月十五日、百寮諸人薪を奉る事あり。御薪と書きて、みかまきとよむべし。

『塏囊鈔』卷五—七「御薪事」

正月十五日也。是ハ。天武天皇ノ御宇。白鳳二年癸酉諸臣。供ニ御薪ヲト云云。御薪ト申ハ。百官悉ク薪ヲ奉也。是其心ハ。民ヲ休メンガ為ニ。宮内省ニ納メラルナルヘシ。其由。延喜ノ宮内式ニモ見ヘ侍リ。

▽『師緒年中行事』

宮内省進御薪事(天武天皇白鳳二年癸酉始供御薪)

広本独自記事と一致するものの、『公事根源』と『塏囊鈔』

を合せたかたちであることが確認でき、「賭弓」項では、

▼『太平記鈔』第二十四卷

一賭弓 ノリユミ正月十八日也貞観二年正月十八日ニ幸
於豊樂院コレヲ観玉フト云云是ハ左右近衛左右ノ兵衛
ノ四府ノ舍人トモ射トナリ左右大將射手ヲ奏セラル勝
ノ方ハマケノ方ニ罰酒ヲ行フ又勝ノ方ハ舞樂ヲ奏ス大
方近衛ノ官領ニテアレハ事ハテ、後大將射手ニ饗ヲ給
也是ヲカヘリアルシト云也返アルシオコナハヌ大將ハ
左右ナク参内セヌ事ニテ毎度召ニ付テ参スルトカヤ
広本「九番・左・賭弓」

左のりゆミといふ事はすべらきゆは殿にのぞミ給ひてゆ
ミを御覧するなり中春にゆミを見ることは礼記などにも
侍るにやは左右近衛左右兵衛左右衛門四府のとねりと
ものい侍るなり左右の大將いてのそうをとるおほかた近
衛のくはんれひにてあればことはてゝ後いてに饗をたぶ
なりこれをかへりあるしとは申にや饗源氏などにもかへ
りあるしと申なりかへりあるしおこなハぬ大將はさうな
くまいらぬ事也度々のめしにつきてさんだいするにや
(右「内宴」記事略)

【貞観二年正月十八日豊樂院にみゆきしてのりゆミを見
給ふこれはしめにや】

『公事根源』「賭弓」

これは、天子弓場殿にのぞみて、弓を御覧するなり。仲

春に弓を見る事は、礼記などにも侍るにや。朋をつきの
をかけて、左右近衛、左右兵衛、四府の舍人どもの射侍
るなり。左右大將射手を奏せらる。勝の方は、負の方に
罰酒を行ふ。又勝の方は舞樂を奏す。大方近衛の官領に
てあれば、事はてゝ後、大將射手に饗をたぶ。これをか
へりあるじといふなり。かへりあるじ行はぬ大將は、左
右なく参内せぬことにて、度々のめしにつきて参るとか
や。又殿上の賭弓とて、臨時に弓を御覧することなり。
それは、殿上の侍臣どもの射侍るなり。

『壺囊鈔』卷五十八「賭弓之事」

正月十八日也。貞観二年正月十八日幸ニシテ於豊樂院ニ
観レ之ヲト云云。見ル事ハ。礼記ニモ侍也。是ハ。左近
衛。右近衛左兵衛。右兵衛ノ。四府ノ舍人共。射侍ルト
也。左右ノ大將射手ノ奏ヲ。取給也。大方。近京司ノ管
領ニテ。御座マセハニヤ。終テ後。射手ニ饗ヲタブ也。
是ヲ返主ト申ト云リ。饗ヲハ。源氏ニアルジト申ストナ
ン。サレバ。彼射手々々ニ饗応セラル、事ヲ。カヘリア
ルジト申シ侍ル也。凡此返ヘリ主ジ。行ヒ給ハヌ。大將
ハ無左右ニ参リ給ハヌトヤラン。度々ノ召ニ付テ。参内
シ給ト云云。

▽『師緒年中行事』

十八日賭弓事へ貞観二年正月十八日車駕幸豊樂院観之
やはり『公事根源』に見えない記事で、広本独自記事より、

『璫囊鈔』に近似することが確認できる。よって、『璫囊鈔』が典拠である可能性はきわめて高いと言える。

『璫囊鈔』以外の文献では、「腹赤ノ御贄」項において、

▼『太平記鈔』第二十四卷

一 腹赤ノ御贄 ハラカノミニエ魚ヲ筑紫ヨリ奉ルナリ昔
ハヤカテ節会ニ供シケルニヤ 鱒ト申ス魚ナリ其腹赤キ
ニ依テカク云ヘリ 景行天皇ノ御時肥後国宇土郡長濱ニ
テ海人釣テ奉リシヨリ始マルトソ 若遲参ナレハ七日ニ
モ奉ルトソ

広本「三番・右・腹赤御贄」

右哥はつくしよりはらかの魚とてたてまつるなりむかし
はせちゑの御膳などにもやかて供しけるにや（中略）景
行天皇の御とき肥後の国宇土のこほり長はまにて此魚を
つりてたてまつりけるをとしごとのせちゑにくうすへき
よしさためをかれたる也

【元日にさためられたれともちさんなれは七日にもたて
まつるとそはらかとは鱒の魚の事也】

『公事根源』「元日ノ節会」

又腹赤の贄とて、魚を筑紫より奉るなり。昔はやがて節
会などにも供しけるにや。腹赤の食様とて、くひさした
るを、皆取りわたして食ひたり。景行天皇の御宇、筑紫
の国宇土の郡長濱にて、海人これを釣りにて奉る。その後
聖武天皇の御時、天平十五年正月十四日、太宰府よりこ

れを奉りける。これよりして、年毎の節会に供すべきよ
し、定めおかれたるなり。腹赤とは、ますと申す魚のこ
となり。

『璫囊鈔』卷四—二十五「奏スル氷様腹赤ノ御贄事」

次ニ腹赤ノ魚トテ。筑紫ヨリ奉也。昔ハ節会ナントニ。
鱒テ供シケルニヤ。腹赤ノ食様トテ。食サシタルヲ皆取
リ渡シテ。食給ヒケルトナン。景行天皇ノ御時。肥後ノ
国宇土ノ郡長濱ニテ。此ノ魚ヲ釣リ奉ヲ。年毎ノ節会
ニ。供スヘキ由。定メ置レケル也。

『年中行事大概』「節会」

一日。七日。十六日。南殿に出させ給ておこなはる。三
節会とはいふなり。元日には陰陽寮七曜の御曆をたてま
つる。主水つかさ氷の様を奏す。氷のためしとは。ひむ
ろにおさめたるこほりのあつさうすさの寸法まで。かは
らなどのわれをたてまつれば。ひのためしとはいへり。
又宮内省より腹赤の贄をたてまつる。ますといふ魚は。
そのはらあかきによてかくいへり。むかしつくしの長濱
にて。釣いだしてたてまつりしより。たへざる事になれ
り。

「其腹赤キニ依テカク云ヘリ」が、『年中行事大概』と一致す
ることが確認でき、『璫囊鈔』と広本『年中行事歌合』にな
い「真言院御修法」項においても、

▼『太平記鈔』第二十四卷

一御齋会 是ハ大極殿ニテ八日ヨリ十四日マテ七箇日ノ間最勝王經ヲ講セシメテ朝家ヲ祈申シ玉ヘル也天武天皇九年ノ五月ニ始テ金光明經ヲ宮并諸司マテ講セラル是ナントヲ始トハ申ヘキカ延暦二十一年正月ヨリ常式トハ成リヌトシ

一真言院御修法 弘法大師大唐ノ内道場ニ准シテ此院ヲ宮中ニ申立テ、承和元年ヨリ自ラ行ル、也今年金剛界ナレハ明年ハ胎藏界ニシテ年々ニカハルナリ是等ハ皆息災ノ為ナリ御修法ヲミシホトヨム

『公事根源』〔真言院ノ御修法〕

これも今日より七日行はる。今年金剛界なれば、明年は胎藏界、年々にかはるく修せらる。後七日の御修法とは、この事なり。天長六年に、弘法大師、大唐の内道場に准じて、真言院を宮中に申し立てられて、承和元年より、大師、即ちこの法をはじめ行はる。

『年中行事大概』〔御齋会〕

八日より十四日まで。大極殿にして金光明經を講ぜらる。これを御齋会といへり。又治部省にして太元法を修せらる。又真言院にして。東寺の長者後七日の法を修す。これらはみな息災のため。年のはじめに行ふものなり。

傍線部が、『年中行事大概』と一致することが確認できる。

『年中行事大概』が、御齋会・大元帥法・後七日御修法を指して、「これらはみな」としているのに対し、『太平記鈔』は、

後七日御修法のみを「是等ハ皆」としていることから、『太平記鈔』が『年中行事大概』に依拠している可能性も十分あるだろう。

ただ、右の二例における片言隻句の一致のみをもって、『年中行事大概』依拠を確定することはできないかもしれない。しかし、『壺囊鈔』と『年中行事大概』が、『太平記賢愚抄』巻二十四に引用されているとすれば、どうであろうか。

▼『太平記賢愚抄』第二十四巻

○視告朔事はハ正月二日也告朔ト云名ハ唐シヨリ起テ論語ニモアレ共本朝ノ儀ハ聊カ差別侍リトナン吾朝ノ儀ハ百官ノ行事ト一日ヲ注シテ毎月天子ノ御覽スル也告朔ノ文ヲ視ト申ス心也視告朔ト書ルヲ只コクサクト二字ニ読テ視字読ヌカ口伝也ト承ル（中略）是ハ毎朔ノ事ナレ共元正ハ事多故ニ二日ニ行ル、也余月ハ朔日ナルヘシ

『壺囊鈔』巻四—二十六〔視告朔事〕

是ハ正月二日也。告朔ト曰。名ハ唐シヨリ起リテ。論語ニモ侍レ共。本朝ノ儀ハ聊カ差別侍リトナン。我朝ノ儀ハ。百官ノ行事ト一日ヲ註シテ。月毎ニ天子ノ御覽スル也。告朔ノ文ヲ視ト申ス心也。視告朔ト書ルヲ。只コクサクト。二字ニ読テ。視ノ字ヲ読ヌカ。口伝ニ侍ルトコソ承ハレ。（中略）是ハ毎朔ノ事ナレ共。元正ハ。事多故ニ。二日行ル、也。余月ハ。朔日ナルヘシ。

▼『太平記賢愚抄』第二十四巻

○御薪之事正月十五日也是天武天皇ノ御宇ニ白鳳二年癸酉諸臣供御薪ト云々御薪ト申ハ百官悉ク薪ヲ奉也是其心ハ民ヲ休メン為ニ宮内省納メラレケルナルヘシ其由延喜宮内式ニモ見ヘタリ

『鑑纂鈔』卷五—七「御薪事」

正月十五日也。是ハ。天武天皇ノ御宇。白鳳二年癸酉諸臣。供_ス御薪_ヲト云云。御薪ト申ハ。百官悉ク薪ヲ奉也。是其心ハ。民ヲ休メンガ為ニ。宮内省ニ納メラルナルヘシ。其由。延喜ノ宮内式ニモ見ヘタリ。

『太平記賢愚抄』第二十四卷

○賭弓之事正月十八日也貞觀二年正月十八日幸於豐樂院觀之ト云々見ル事ハ礼記ニモアル也是ハ左近衛右近衛左兵衛右兵衛ノ四府ノ舍人共射ト也左右ノ大將射手ノ奏ヲ取給也大方京司管領ニテ御座セハニヤ於後射手饗ヲ給也是ヲ返主ト申ト云リ饗ヲハ源氏ニアルト申スト也サレハ彼射手ニ饗セラル、事ヲカヘリアルシト申シ侍ル也凡此返り主シ行ヒ給ヌ大將ハ無左右參リ給ハヌヤラン度々ノ召ニ付テ參内シ給ト云々

『鑑纂鈔』卷五—八「賭弓之事」

正月十八日也。貞觀二年正月十八日幸_ニ於豐樂院_ニ觀_レ之_ヲト云云。見ル事ハ。礼記ニモ侍也。是ハ。左近衛。右近衛左兵衛。右兵衛ノ。四府ノ舍人共。射侍ルト也。左右ノ大將射手ノ奏ヲ。取給也。大方。近京司ノ管

領ニテ。御座マセハニヤ。終テ後。射手ニ饗ヲタブ也。是ヲ返主ト申ト云リ。饗ヲハ。源氏ニアルジト申ストナン。サレバ。彼射手々々ニ饗セラル、事ヲ。カヘリアルジト申シ侍ル也。凡此返ヘリ主ジ。行ヒ給ハヌ。大將ハ無左右參リ給ハヌトヤラン。度々ノ召ニ付テ。參内シ給ト云云。

『太平記賢愚抄』第二十四卷

○追儼事はモ同夜也此夜於禁中殿上ノ侍臣以桃弓葦ノ矢ヲ驅追惡鬼是ヲ追儼ト云故ニ此夜ヲ云爾也儼ヲハヲニヤラフトヨム也論語曰鄉人儼朝服立阼階ト孔安國注曰儼驅逐疫鬼ト云々漢ニハ儼ノ一字ヲ用タリ金谷云昔高辛氏子十二月晦ノ夜死ス其靈成鬼致疾病因之以桃弓葦矢逐之云々コレ只彼疫鬼ヲ逐義也光源氏ニハナヤラフト書タルナトハ儼ナルヘシ是ハ吳音ニ当ルニヤヤラトハ逐ト云詞也

『鑑纂鈔』卷五—三十四「追儼事」

是モ同夜也。此夜於禁中殿上ノ侍臣。以_ニ桃弓葦_ノ矢_ヲ驅_レ追惡鬼_ヲ。是ヲ追儼ト曰。故ニ此夜ヲ爾曰也。儼ヲハ。ヲニヤライト読ム也。論語ニ曰ク。鄉人ノ儼ハルトキニ。朝服シテ而立_ニ阼階_ニト。孔安國カ註ニ曰儼ハ驅_レ逐_フ疫鬼_ヲト云云漢ニハ。儼ノ一字ヲ用ヒタリ。金谷ニ曰。昔高帝氏ノ子。十二月晦日ノ夜死ス。其靈成_レ鬼ト致_ニス疾病_ヲ因_レ之_ニ。以_ニ桃弓葦_ノ矢_ヲ逐_レト之_ヲト云

云。是只彼ノ疫鬼ヲ逐義也。光源氏ニハ。ナヤラフト書侍ルナトハ。儼ナルヘシ。是ハ吳音ニ当レルニヤ、ラフトハ。逐ト云詞也。

▼『太平記賢愚抄』第二十四卷

○奏氷様腹赤之御贄(中略)次ニ腹赤ノ魚トテ筑紫ヨリ奉也昔ハ節会ナトニ臆テ供シケルニヤ腹赤ノ食様トテ食サシタルヲ皆トリ渡シテ食給ヒケルト也景行天皇ノ御時肥後国毛宇土ノ郡長濱ニテ此魚ヲ釣リ挙タルヲ毎年節会ニ供スヘキ由定メ置ケル也

又説云一日七日十六日ニ南殿ニ出御アツテ行ル三節会ト云也元日ニ陰陽寮七曜ノ御曆ヲ奉ル主水司氷様ヲ奏ス氷様トハ氷室ニ修メタル氷ノ厚サ薄サノ寸法ヲ取テ奉レハ如此云ヘリ又鱒ト云魚其腹赤ニ依テ如此云ヘリ昔筑紫長濱ニテ釣出テ奉シヨリ不絶事ニナレリ

『璫囊鈔』卷四—二十五「奏スル氷様腹赤ノ御贄事」

次ニ腹赤ノ魚トテ。筑紫ヨリ奉也。昔ハ節会ナントニ。臆テ供シケルニヤ。腹赤ノ食様トテ。食サシタルヲ皆取り渡シテ。食給ヒケルトナン。景行天皇ノ御時。肥後ノ国毛宇土ノ郡長濱ニテ。此ノ魚ヲ釣リ奉ヲ。年毎ノ節会ニ。供スヘキ由。定メ置レケル也。

『年中行事大概』「節会」

一日。七日。十六日。南殿に出させ給ておこなはる。三節会とはいふなり。元日には陰陽寮七曜の御曆をたてま

つる。主水つかさ氷の様を奏す。氷のためしとは。ひむろにおさめたるこほりのあつさうすさの寸法まで。かはらなどのわれをたてまつれば。ひのためしとはいへり。又宮内省より腹赤の贄をたてまつる。ますといふ魚は。そのはらあかきによてかくいへり。むかしつくしの長濱にて。釣いだしてたてまつりしより。たへざる事になれり。

▼『太平記賢愚抄』第二十四卷

○御齋会ノ事白正月八日至十四日七箇日也天武天皇元年始テ金光明經ヲ講セラル、ト云々於大極殿八日最勝王經ヲ講讀セラル是朝家ノ御祈ノ為也此經ニ殊ニ国家ヲ護持スル功德甚深ナル故ト云云或本ニ大極殿ニテ金光明經ヲ講セラル又治部省ニテ大元法ヲ修セラル又真言院ニシテ東寺ノ長者後七日ヲ修ス是等ハ皆息災ノ為也年ノ始ニ行ル、也

『年中行事大概』「御齋会」

八日より十四日まで。大極殿にして金光明經を講ぜらる。これを御齋会といへり。又治部省にして太元法を修せらる。又真言院にして。東寺の長者後七日の法を修す。これらはみな息災のため。年のはじめに行なふものなり。

『太平記鈔』の『太平記賢愚抄』依拠については、加美宏氏による指摘があり、右の検討と併せ考えれば、『太平記鈔』卷二十四における『太平記賢愚抄』利用は首肯されるところ

であらう。

如上の検討を承け、あらためて先後関係について考えるならば、

▼広本「九番・左・賭弓」

【貞観二年正月十八日豊楽院にみゆきしてのりゆミを見給ふこれはしめにや】

『太平記鈔』第二十四卷

一賭弓 ノリユミ正月十八日也貞観二年正月十八日ニ幸

於豊楽院コレヲ観玉フト云云

『太平記賢愚抄』第二十四卷

○賭弓之事正月十八日也貞観二年正月十八日幸於豊楽院

観之ト云々

右、『太平記鈔』「幸於豊楽院」は、典拠の漢文体を保存している部分であること、また、「視告朔」項において、

▼『太平記鈔』第二十四卷

一視告朔 カウサク是ハ正月二日也名ハ異朝ヨリ起ヌル

間論語ニモアレトモ本朝ノ儀ハ少シ差別アリトソ此ハ

百官ノ行事ト一日ヲ注シテ毎月天子ノ御覧スルナリ天

武天皇五年九月ニハ雨ニヨリテ告朔ナシト日本紀ニア

レハ此時ヨリ先ニ始リヌト知りヌヘシ一日ニアリ又四

日ナトニモアルナリ視告朔トカキテ只カウサクト二字

ニヨム口伝ニテ侍ルヨシアリコクサクトヨムヘカラス

毎朔ニアル事ナレ共正月ハ事多故ニ二日ニ行ル、トナ

リ余月ハ必ス朔日ナルヘシ

『公事根源』「視告朔」

天武天皇五年九月には、雨によりて告朔なしと、日本紀にあれば、この時より前に始めとは知りぬべし。(中略)この事或は一日にあり、又四日などなり。視告朔と書きて、たゞかうさくと、二文字によむが口伝にて侍るなり。こくさくとは読まざるなり。

『太平記賢愚抄』第二十四卷

○視告朔事はハ正月二日也告朔ト云名ハ唐シヨリ起テ論

語ニモアレ共本朝ノ儀ハ聊カ差別侍リトナン吾朝ノ儀ハ

百官ノ行事ト一日ヲ注シテ毎月天子ノ御覧スル也(中

略)是ハ毎朔ノ事ナレ共元正ハ事多故ニ二日ニ行ル、也

余月ハ朔日ナルヘシ

『太平記鈔』傍線部が、『公事根源』の記事のあとに、『太平記賢愚抄』の記事を足しているのに対し、

▼広本「五番・右・視告朔」

【告朔も天武天皇五年九月にハあめによりて告朔なしと日本紀にあれば此ときよりさきにはしまりぬとしりぬへし毎月朔日にある事なれとも正月はことおほきゆへに二日におこなはるゝとなり又四日などにもある事なり余月はミナ朔日なるへしかうさくとよむへし】

広本は、開催日に関する記事が一所にまとまっていることから、広本の後発性、つまり、広本が、『太平記鈔』によって

いることを認めてよい。

ただ、年中行事書が、『太平記』註釈によっていることを、「合理的に考えれば、ありえない」とする向きもあるだろう。よって、さらなる裏づけが必要となる。

四・三 『太平記鈔』『私云』をめぐって

広本の『太平記鈔』依拠を確認するために、広本独自記事と、『太平記鈔』が「私云」とする部分の一致について、検討する。「私云」とする部分が、日性の今案であると確認できれば、『太平記鈔』が先行すると考えられるからである。

「供屠蘇白散」項において、

▼広本「一番・右・供屠蘇白散」

右とそひやくさんといふくすりにやまひなしといふめてたきくのう侍れはとしのはしめに清涼殿にてきこしめすなり菓子はおさなき童女にて侍りこれも屠蘇ハ小兒よりのむほんもんにてあれは先御くすりをこれになめさせて聞しめすにやさのみはくた／＼しけれハしるすにをよハす

【屠蘇白散の事弘仁年中にはしめらる三ヶ日のあひた此ことあり菓子とは小女のいまだ嫁せざるをもとめてこれをもちゆ一献に先屠蘇を酒に入て菓子にのましむ次に銀器にいれて配膳につたふ後に主上へ奉る一日ハ四位二日は五位三日ハ六位蔵人の役なり扱二献に神明白散をくう

し三献に度障散を供す異朝の来由をきけハ歳花記にいはく

屠蘇酒昔人居草庵除夕遺里人藥令囊浸井中二元日取水置酒樽名屠蘇飲之不疫云云

『太平記鈔』第二十四卷

一屠蘇白散 三箇日ノ間ニ此事アリ菓子トテ少女ノイマタ嫁セサルヲ求メテコレヲ用フ一献ニマツ屠蘇ヲ酒ニ入テ菓子ニノマシム次ニ銀器ニ入テ配膳ニツタフ後ニ主上ヘ奉ル一日ハ四位二日ハ五位三日ハ六位蔵人ノ役也サテ二献ニ神明白散ヲ供シ三献ニ度障散ヲ供ス此儀式ハ弘仁年中ニ始ラルトナリ私云異朝ノ来由云ハ、歳華記曰屠蘇酒昔人居草庵除夕遺里人藥令囊浸井中元日取水置酒樽名屠蘇飲之不疫云云

『公事根源』「供御薬」

これは元三の儀なり。御殿にて行はる。主上、昼御座に出御なりて、生気の色（きいろ）の御衣を、世のつねの御直衣の上に重ねめさる。陪膳（へいぜん）の典侍、典薬（てんやく）の頭も、生気の色を着す。この時、先づ御厨子所の御歯固（ごしご）を供す。命婦蔵人役送して、典侍次第に御前にすう。まゐりては、菓子とて、小女のいまだ嫁せざるを求めて、これを用ゐることあり。屠蘇は小兒より飲むといふ本文あれば、そのために小女を撰びて、まづ飲ましむるなるべし。この菓子、鬼の間より進みて、端の几帳のもとにさぶらふ。女官典

薬を召して、御薬をもよほす。一献に、まづ屠蘇を酒に入れて、菓子に飲ましむ。次に銀器に入れて、典薬頭とりて陪膳につたふ。主上座を立たせたまひて、夜御殿の南の方より入りたまひて、御塗籠の東の方の戸に向ひて立たせ給へば、陪膳御蓋を持ちてまゐらす。これも屠蘇は、東の戸に向ひて飲むよし本文あるにや。次に女官にかへし給へば、これを後取の人に飲ましむ。昔は上戸を撰びて、後取に召しけるとかや。一日は四位、二日は五位、三日は六位の藏人なり。つごもりの日、奉行の藏人、交名を切紙にしるして、殿上のすみの柱におすなり。さて二献には、神明白散を供す。昔は肴を後取の人にたまふことあり。大根をたぶ。女藏人たまはりて、扇にすゑてこれをいだす、元日は人々精進のゆゑなりと、江次第に見えたり。三献に度嶂散を供す。如此御薬の儀式は三ヶ日あり。第三日は御たうやくを奉る。銀器に入れたる。無名指につけて、御額、並に御耳の裏につけらる。右の第四の指をかぎめてつくるなり。これは薬師の印相にて待るとかや。この御薬の儀式は、五十二代嵯峨天皇、弘仁年中に始めらる。一人これを飲みぬれば一家に病なし、一家にこれを飲みぬれば一里に病なしといふ、めでたき功能侍れば、年のはじめにこれを奉るにや。

右のごとく、『公事根源』にない「歳花記」の一致が確認できる。他出・原典は、以下のとおり。

▼『江次第鈔』〔供御薬〕

正月元二三 医心方云飲藥三朝云云金谷園記云屠蘇白散一人飲一家無病一家飲一里無病歳華記曰昔有人居草庵之中每歲除夕遣里閭葉一貼令囊浸井中至元日取水置酒樽名屠蘇酒令飲之不病瘟疫〔割註略〕弘仁年中被始行之

『歳華紀麗』〔元日〕

進屠蘇〔俗説屠蘇乃草庵名昔有人居草庵之中每歲除夕遣里閭葉一貼令囊浸井中至元日取水置於酒樽合家飲之不病瘟疫今人得其方而不知其人姓名但曰屠蘇而已〕

▽『書言故事大全』

屠蘇酒広韻屠蘇酒元日飲可除瘟疫〔屠蘇酒昔人居草庵除夕遣里人葉令囊浸井中元日取水置酒樽名屠蘇酒飲之不病瘟疫〕

引用文のみではなく、「異朝の来由」を含めた一致であることから、広本と『太平記鈔』の同文関係を疑う余地はない。しかし、両書が原典と同文関係にないこと、原典が「歳花記」ではなく、『歳華紀麗』であることから、先行する書も、原典によっていない可能性が高いと考えられる。よって、『太平記鈔』が「私云」とする部分の傾向を見ておく必要がある。

▼『太平記鈔』第二十四卷

一四方拜 元正ノ寅ノ時ニ天子ミツカラ天地四方山陵ヲ拜シ玉ヒテ年災ヲモハラヒ宝祚ヲモ祈玉フコトアリ仁

和五年ノ正月ニ始レル由シ宇多天皇ノ御記ニ載玉ヒタ
レトモ濫觴トハミエス皇極帝ノ時ニ雨ヲ祈玉フトテ南
淵河上ニ行幸アリテ四方ヲ跪拜シ玉ヘハ雨五日マテフ
リケルヨシ日本紀ニ見タリ是ナトヲヤ始トモ申ヘキ但
シ是ハ八月ノ朔ナリ私云日本紀第二十四ニ見タリ

『公事根源』〔四方拝〕

四方拝といふ事は、元正の寅の時に、皇属星をとなへ、
天地四方山陵を拝し給ひて、年災をも払ひ、宝祚をも祈
り申さるゝ儀にて侍るにや。(中略)この事いつはじま
るとも見えず。仁和五年正月寅の刻に、天地四方、属星
山陵を拝し給ふよし、宇多の御門の御記に載せられたれ
ども、濫觴とは見えず。又皇極天皇、雨を祈りたまふと
て、南淵の河上に行幸ありて、四方を拝し給ひければ、
雨五日まで降りけるよし、日本紀に載せられたれば、こ
れなどをやはじめとも申すべからん。その上属星を拝し
て災難を除く趣は、天地瑞祥志といふ書に見えたり。

『太平記鈔』第二十四卷

一五日ハ東寺ノ国忌 正月四日ハ村上天皇ノ母后ノ御国
忌也天曆九年ノ正月ニ御門宸筆ヲソメラレ法華経ヲア
ソハシテ弘徽殿ニテ御八講ノ儀侍リキト私云国忌ニハ
定レル日ハアルヘカラサル歟先皇等ノ崩薨ノ日ニヨル
事ナルヘシ殊ニ東寺ト云語不審ナリ重テ尋ネ申ヘシ

『公事根源』〔御国忌〕

正月四日は、村上天皇の母後の御国忌なり。天曆九年正
月に、御門宸筆を染められ、法華経をあそばして、弘徽
殿にて御八講の儀侍りき。その後法性寺にて、毎年に御
八講は行はるゝに、さしたる事なし。大方法華八講とい
ふ事は、勤操といふ沙門の、桓武天皇延暦十五年より始
めけるにや。石淵の八講とは、これをいふなり。十講卅
講も、同じくこの沙門の、始めて行ひけるとぞうけたま
はる。

『太平記鈔』第二十四卷

一月次神今食 此御神事ハ一日ヨリ十一日ニイタル十二
日ノ朝解斎ナリ真実ニ御ミツカラノ潔斎ハ十日ヨリア
ル也伊勢天照太神ヲ勧請申サレテ天子御ミツカラ神饌
ヲ供セサセ玉フトソ靈龜二年六月ヨリ始レリト私云月
次ト云ヘハ年中毎月ノヤウナレトモシカラス二季ノ月
次トテ六月ト十二月ト計リアリ唯二度アリト知ルヘシ

『公事根源』

月次ノ祭

十一日

(中略)これは六月十二月に、二度諸社へ御幣を奉らせ
給ふことなり。弘仁年中に、この事はじまる。

神今食

同日

御神事は、一日よりはじまる。(中略)この神今食の儀
は、年に二度なり。伊勢天照太神を勧請申されて、天子
御みづから神饌を供せさせ給ふにや。靈龜二年六月より

はじまる。

供ニ解斎ノ御粥ヲ

十二日

神今食のつきのあした、解斎の御粥まゐる。

これらが日性の今案であることは、認めてよいだろう。

しかし、「屠蘇白散」項が異質である可能性を否定するには、他の「異朝ノ来由」を記した部分を確認しなければならぬ。

▼『太平記鈔』第二十四卷

一追儼ノ節会 ヲニヤラフ夜ナレハ殿上ノ侍臣桃ノ弓葦

ノ矢ヲ以御殿ノ方ニ立テ射ルナリ四目アル怖シキ面ヲ著テ手ニタテホコヲ用又仮子トテ二十人紺ノ布衣キタル者ヲ卒シテ内裏ノ四門ヲ廻ル也慶雲二年ヨリ始トソ又異朝ノ来歴ヲ云ハ、漢旧儀曰昔顓頊氏之有三子已而為疫鬼一居江水為瘧鬼一居若水為罔兩蜮鬼一居人宮室区隅善驚人為小鬼於是歲十二月使方相氏蒙虎皮黃金四目玄衣丹裳執戈持盾師百隸及童子而時儼以索室中而歐疫鬼也云云文選注云儼逐疫鬼也

広本「三十五番・右・追儼」

右追儼とは年中の疫ををひはらひ侍るころにやひかる源氏になやらふたと申侍るも儼を追にて侍るなりやらふとハ追と云こと葉なり【夜の事なれば】殿上の侍臣桃のゆみあしの矢をもつて【御殿のかたにたちて】おにをい

をもつまた仮子とて二十人こんの布衣きたるものをそつして内裏の四門をめくるなり慶雲二年よりはしまるとそ】

『公事根源』「追儼」

今日はなやらふ夜なれば、大舍人寮鬼をつとめ、陰陽寮祭文をもて、南殿の辺につきてよむ。上卿以下これをおふ。殿上人ども、御殿の方に立ちて、桃の弓葦の矢にて射る。(中略)鬼といふは、方相氏のことなり。四目ありて、おそろしげなる面をきて、手にたてほこをもつ。

又仮子とて二十人、紺の布衣着たるものを率して、内裏の四門をまはるなり。慶雲二年十二月にはじまる。この年天下に、百姓多く疫癘に悩され侍りしゆゑなり。

右、傍線部は、広本にも『公事根源』にも見えないものであり、「異朝ノ来歴ヲ云ハ、」という、「屠蘇白散」項と類似した口吻からも、日性の今案であることが推測できる。

よって、「屠蘇白散」項の「私云」についても、他の部分と同じように、日性の今案であることが認められる。つまり、「私云」とする部分は、類書などが利用されている可能性はあるものの、日性が主要な典拠とした年中行事書にはなかった記事であると言えるのである。

よって、『太平記鈔』が先行すること、つまり、広本が、『太平記鈔』によっていることを認めてよい。『太平記鈔』が「異朝ノ来由ヲ云ハ、」としているのに対し、広本が「異朝

の来由をきけハ」としていることは、そのあらわれであると言える。

そもそも、『太平記鈔』と広略共通記事（特に、『公事根源』に見えない記事）の同文関係が確認できない以上、『太平記鈔』が、広本『年中行事歌合』に依拠しているとは考えにくいだろう。『年中行事歌合』の広本独自記事のみを選別して、利用していると想定することは、年中行事書が『太平記』註釈によっていると考えるよりも、はるかに合理的ではないからである。

四・四 『公事根源』との関係の有無について

つぎに、広本が『公事根源』に依拠していないことを確認しておく。さきに『公事根源』と一致するとした箇所は『太平記鈔』にも見えるので、それ以外の部分について検討する。

▼広本「十一番・右・平野祭」

右平野のまつりことなるしさひなし山人とハまつりにしたかふ神人を申にやとそおほえ侍る

【平野の祭は四月上の申の日なりやしるをは延暦年中にさうりうありてさいれひをハ貞観にはしめらる又りんしのまつりは寛和元年正月十日よりはしめらる也】

『太平記鈔』第二十四卷

一平野 上ノ申日也延暦ニ此神社ヲハ造立アリテ貞観ニ彼祭礼ヲハ始行セラル上卿弁内侍ムカフ近衛ノセウム

カヒテ見参ヲ取テ内ニマイリテ奏ス臨時ノ祭アリ五位ノ殿上人使ヲツトム近衛ノ舞人シタカフ使アリ此臨時ノ祭ハ寛和元年正月十日ヨリハシメラル彼ノ時ノ使ハ左衛門権佐藤原惟成也定メカタシ第一ノ御殿ハ源氏第二ハ平氏第三ハ高階氏第四ハ大江氏スヘテ八姓ノ祖神ニテマシマスナルヘシ但シ又神体ニ神秘アリト云云

『公事根源』「平野ノ祭」

延暦に、この神社をば造立ありて、貞観に、かの祭礼を始行せらる。上卿弁、内侍むかふ。近衛の将監むかひて、見参をとりて、内に参りて奏す。臨時の祭あり。五位の殿上人使をつとむ。近衛の舞人したがふ。御禊あり、御幣など賀茂の臨時の祭の如し。この臨時の祭は、寛和元年四月十日より始めらる。その時の使は、左衛門権佐藤原惟成なり。定めがたし。第一の御殿は源氏、第二は平氏、第三は高階氏、第四は大江氏、すべて八姓の祖神にたましまするべし。

右、『太平記鈔』の「正月」が、依拠本文の反映である可能性は否定できないが、このような基本的なあやまりを訂正していないことから、広本は、『太平記鈔』のみによっており、『公事根源』を見ていないことが容易に想像される。

また、「白馬節会」項からは、

▼広本「五番・左・白馬節会」

【白馬節会は天武天皇十年正月七日小安殿におはしまし

てゑんゑの義ありあをむまをミ給ふこれやはしめなるへし

仁明天皇の豊樂院にまし／＼て見給ふとあり】

『太平記鈔』第二十四卷

一白馬ノ節会 大方ハ元日ナトニ同シ或ハ青馬ノ節トモ申也馬ハ陽ノ獸也青ハ春ノ色ナリ正月七日青馬ヲ見レハ年中ノ邪氣ヲ除ト云本文アリ天武天皇十年正月七日ニ小安殿ニオハシマシテ宴会ノ儀アリ青馬ヲ見玉フヨシ日本紀第三十九卷ニ出タリコレヤ節会ノ始ナルヘシ仁明ノ御門ハ豊樂院ニ在マシテ見玉フトアリ今ノ節会ニハ馬ノ数三七二十一匹ヲ牽ル、ナリ三八三才ニ象リ七十七日ニアヘルヨシ寛平ノ御記ニノセ玉ヘルト也白馬ヲアラムマトヨム

『公事根源』「白馬ノ節会」

この節会の事、大方は元日におなじ。(中略)白馬の節会を、或は青馬の節会とも申すなり。その故は、馬は陽の獸なり、青は春の色なり。これによりて、正月七日に青馬を見れば、年中の邪氣を除くといふ本文侍るなり。仁明御門、承和元年正月に、豊樂院におはしまして、青馬を見給ふ。同六年正月には、紫宸殿にて御覽せらる。(中略)今の節会には、三七二十一疋をひかるゝなり。これ三は三陽にかたどる、七は七日にあつるよし、寛平の御記に載せられたり。(中略)天武天皇十年正月七日

に、御門小安殿におはしまして、宴会の儀あり。これや七日の節会のはじめなるべからん。

『太平記鈔』の『公事根源』抄出のあり方がやや蕪雜な印象を受けるが、このような箇所においても、『太平記鈔』と本文関係にあることが確認でき、広本は、『公事根源』を見ていないと考えられる。

広本が、「追儼」項の「鬼といふは、方相氏のことなり」、「維摩会」項の「この会は、唐国までも聞え侍るとかや」に該当する文を持たないことも、『太平記鈔』のみによっていると考えれば、得心がいく。

ただ、『太平記鈔』にない項目で、『公事根源』と一致する記述がまったくないわけではなく、注意が必要である。

▼広本「二十番・右・祈年穀奉幣」

右は二十二社に御幣をたてまつりて年穀のゆたかならんことをいのり申さるゝなり其外ことなる事なくこそ

略本「廿番・右・祈年穀奉幣」

右は廿一社に御幣を奉りて、年穀のゆたかならんことを祈り申さるるなり、其外はことなる事なし

『公事根源』「祈年穀奉幣」

これは年穀を祈らんがために、廿二社に幣を奉らる。

しかし、当該箇所が数字の異同のみであること、

▼広本「二十六番・右・不堪田奏」

右つくるにたえぬとは所々のもくろくをしてたてまつり

ければそれにつきてそぜひを三分一などゆるし給ふ事
ありしなりこまかにしよこくよりつほつけをたてまつり
つれば大臣陣にまいりてさため申也しよこくにせぎやう
し侍りしなり

略本「廿六番・右・不堪田奏」

右は不堪田奏とて、諸国の、損じて作るにたへぬ所の
目六をして奉りければ、就其租税を三分一など免し給ふ
事のありしなり、こまかに諸国より坪付を奉れば、大臣
陣に参りて定め申して、諸国に施行し侍りしなり

『公事根源』『不堪田ノ奏』

これは諸国の田の、損亡したる所々の目録をして奉る。
それに就きて、租税を三分二など免じ給ふことあり。細
に諸国より坪附帳を奉れば、大臣陣につきて、定め申し
て、諸国に施行し侍りしなり。つくるに堪へざる田とい
ふ意に、不堪田とは申すなり。その外さしたる事なし。
同じく『太平記鈔』にない「不堪田奏」項における「三分
一」を「三分二」に訂正していいことから、『公事根源』
による改訂であると考え理由にはならない。

以上、広本『年中行事歌合』は、『太平記鈔』のみによつ
ており、『公事根源』には依拠していいと言えぬ。

五 ままとめと今後の課題

以上、『年中行事歌合』広本について、つぎのようなこと

が言える。

- ① 広本は略本に対して後発の伝本である。
- ② 広本は『公事根源』依拠本文ではない。
- ③ 広本が『公事根源』の影響下にある。
- ④ しかし、それは『太平記鈔』からの孫引である。
- ⑤ よって、広本の成立は慶長十五年（慶安二年）である。
- ⑥ 『年中行事歌合』→『公事根源』→『壺囊鈔』→『太平記』
『年中行事歌合』→『公事根源』→『壺囊鈔』→『太平記』
註釈→広本『年中行事歌合』という流れを示す重要な資
料である。

また、『公事根源』享受の問題としては、近世期の増補で
あるにもかかわらず、『公事根源』を使用していないこと、
『公事根源』孫引の例として、比較的早い時期に属するもの
であることなどが注目値する。

今後の課題としては、『太平記鈔』にも『公事根源』にも
見えない、つぎの二条の、典拠・補入時期・位置づけの検討
があげられる。

▼広本「十二番・右・梅宮祭」

【また梅宮は師兄公をいはすたるやしろなれハたちはな
氏の祖神なるへしまつりハ承和のころよりはしまる永延
よりのちとしことの事にはなれるなり】

『太平記鈔』第二十四卷

一 梅宮 承和ノ比ヨリ此祭ハ始マル永延以後毎年ノ事ニ

ハ成タリ其已前ハ行ル、時モアリ止メラル、年モ侍リ
キ此社ハ仁明帝ノ御母堂橘太后ノ祖神ナリ承和年中ニ
始テ御門ヨリ祭ヲ奉ラル橘氏ノ祖神ナルヘシ

▼広本「二十五番・右・季御読経」

【国史にはく天平十七年九月平城の中宮僧六百人をし
やうじて大はんにやきやうをよましむと云々貞観のころ
より年毎におこなはれけるとかや】

『太平記鈔』第二十四卷

一季ノ御読経 ミトツキヤウニ八月春秋二季ニ大般若経
ヲ講セラル四箇日ノ事ニテ第二日ニハ引茶トテ僧ニ茶
ヲ玉フ事アリ天平元年ヨリ始レリ貞観ノ比ハ毎季ニ行
レケルトカヤ

『河海抄』胡蝶

けふは中宮のきの御ときやうのハしめ成けり

本朝月令「二月云々」国史「云天平十七年九月平城中
宮請僧六百人令読大般若経」是「濫觴歟」季御読経と
ハ春秋内裏にて大般若を講読せらるゝ也引茶とて僧
に茶をひかる也中宮東宮これにおなし

また、いつ、だれが、『太平記鈔』を補入したのかという
最も重要な問題が残されたままであるが、いまはその用意が
ない。博雅の示教を乞い、後考を俟つこととしたい。

【使用テキスト】

略本「年中行事歌合」：『新編国歌大観』五（角川書店、一九八七
年）、広本「年中行事歌合」：国文学研究資料館蔵慶安二年版本、
「公事根源」：『日本文学全書』（博文館、一九九二年）、『太平記
鈔』：内閣文庫蔵慶長十五年古活字版本（特二二六―三）、『太平記
賢愚抄』：内閣文庫蔵慶長十二年古活字版本、「壺囊鈔」：『塵添
壺囊鈔・壺囊鈔』（臨川書店、一九六八年）、「年中行事大概」：『師光
年中行事』：『続群書類従』一〇上、「建武年中行事」：『群書類
従』六、「興福寺縁起」：『群書類従』二四、「先代旧事本紀」：
『新訂増補国史大系』（吉川弘文館、一九六六年）、「塵荊鈔」：『古
典文庫』（一九八四年）、「師緒年中行事」：中之島図書館蔵「年中
行事」（四九九、二一〇）、「河海抄」：『続々群書類従』六、「世
諺問答」：『群書類従』二八、「歳華紀麗」「書言故事大全」：『和
刻本類書集成』（汲古書院、一九七六年・七七年）

注

- (1) 『儀礼和歌の研究』（京都女子大学、一九九八年、初出一九九
三年）。
- (2) 【】内、広本独自記事。以下同じ。
- (3) 木藤才蔵氏「年中行事歌合と公事根源」（『二条良基の研究』桜
楓社、一九八七年）。
- (4) 「春日祭」項の独自記事において、当日にふれていないにもか
かわらず、「まづひつしの日ちよくしたつ」としていることも同
断である。

なお、使がいつ出立するかという問題があるため、「使は当日

に立つ」とするならば、不自然ではないが、広本にそのような文意は読み取れないと判断した。

(5) 加美宏氏『太平記鈔』(『太平記の受容と変容』翰林書房、一九九七年、初出一九八七年)に、左のごとく指摘されている。

孫引きに關していえば、『賢愚抄』の場合は、往往にして『壺囊抄』や『下学集』などの辞書・類書からの孫引きであるにもかかわらず、それを明記せず、自らの注解のごとく記している例が見られたが、『太平記鈔』は、その点についても厳格である。例えば、卷二十四に、百項目余りの年中行事に關する注釈があるが、これについては、まず最初に、(引用略)として、一条兼良著の有職故実書『公事根源抄』を略抄して注釈とすることを明記している。

しかも、この年中行事に關する實際の注釈例をみると、『公事根源抄』を略抄するだけでなく、日性の私見を加えているところも少なくない。例えば、『四方拝』についてみると、『公事根源抄』の記事を要領よくまとめて記した後に、『私云日本紀第二十四ニ見タリ』と補足したり、或いは、

○十二月忌火ノ御飯ヲ供 常ノ如シ此本二朔日ヨリ十八日マテトアルハ不審ナリ

というように、『太平記』に「十二月ニハ、自朔日同十八日マデ内膳司忌火ノ御飯ヲ供ズ」とあることに疑問を提示したりしているのである。

つまり、辞典・類書的なものから孫引きをする場合でも、『太平記鈔』は、そのままの形でひきうつすのではなく、それを注釈書にふさわしくまとめ直したり、私見を補足したりして、統一性と独自の文体をもった自家の注釈となし得てい

る点においても、『賢愚抄』から一步出ているといえるだろう。

(6) 広本と一致する箇所は傍線、一方に比してより広本に近い箇所は二重傍線、広本と相違する箇所は波線を附した。以下同じ。

(7) 『壺囊抄』の「師緒年中行事」利用については、野上『壺囊抄』年中行事記事の基礎的検討―中世後期『年中行事歌合』／『公事根源』享受史のために―(『詞林』四三、二〇〇八年四月) 参照。

(8) 『太平記鈔』「追儼ノ節会」項に關しては、「殿上ノ侍臣」の語が、『公事根源』に見えず、広本の広略共通記事と一致することから、一見広本が先行するかのように見えるが、『壺囊抄』に「殿上ノ侍臣」とあること、『公事根源』・広本にない「ヲニヤラフ」に対応する「ヲニヤライ」の語が、『壺囊抄』に見えることから、片言隻句の一致ながら、『太平記鈔』は、広本ではなく、『壺囊抄』によっているという上記私見に矛盾はないと考えた。

▼『太平記鈔』第二十四卷

一 追儼ノ節会 ヲニヤラフ夜ナレハ殿上ノ侍臣桃ノ弓韋ノ矢ヲ以御殿ノ方ニ立テ射ルナリ四目アル怖シキ面ヲ著テ手ニタテホコヲ用又飯子トテ二十人紺ノ布衣キタル者ヲ卒シテ内裏ノ四門ヲ廻ル也慶雲二年ヨリ始トシ又異朝ノ来歴ヲ云ハ、漢旧儀曰昔顓頊氏之有子三子已而為疫鬼一居江水為瘧鬼一居若水為罔兩蜮鬼一居人宮室区隅善驚人為小鬼於是歲十二月使方相氏蒙虎皮黃金四目玄衣丹裳執戈持盾師百隸及童子而時儼以索室中而欧疫鬼也云云文選注云儼逐疫鬼也
広本「三十五番・右・追儼」

右追儼とは年中の疫ををひはらひ侍るころにやひかる源氏

になやらふ^いなと申侍るも儼^{げん}を追にて侍るなりやらふとハ追と云こと葉なり【夜の事なれば】殿上の侍臣桃のゆミあしの矢をもつて【御殿のかたにたちて】おにをいるなり【四目あるおそろしきおもてをきて手にたてはこをもつまた仮子とて二十人こんの布衣きたるものをそつして内裏の四門をめくるなり慶雲二年よりはしまるとそ】

『公事根源』「追儼」

今日はなやらふ^い夜なれば、大舍人寮鬼をつとめ、陰陽寮祭文をもて、南殿の辺につきてよむ。上卿以下これをおふ。殿上人ども、御殿の方に立ちて、桃の弓葦の矢にて射る。仙花門より入りて、東庭を経て瀧口の戸にいづ。今宵御前に燈火をおほくとす。東庭の朝餉、台盤所の前のみぎりに、燈台を隙なく立てゝとすなり。追儼といふは、年中の疫氣を払ふ意なり。鬼といふは、方相氏のことなり。四目ありて、おそろしげなる面をきて、手にたてはこをもつ。又仮子とて二十人、紺の布衣着たるものを率して、内裏の四門をまはるなり。慶雲二年十二月にはじまる。この年天下に、百姓多く疫病に悩され侍りしゆゑなり。

『嵯峨鈔』卷五—三十四「追儼事」

是モ同夜也。此夜於禁中殿上ノ侍臣。以桃ノ弓。葦ノ矢ヲ驅追惡鬼ヲ。是ヲ追儼ト曰。故ニ此夜ヲ爾日也。儼ヲハ。ヲニヤライト読ム也。論語ニ曰ク。郷人ノ儼スルトキニ。朝服シテ而立。阼階ニト。孔安國カ註ニ曰儼ハ驅逐フ疫鬼ヲト云漢ニハ。儼ノ一字ヲ用ヒタリ。金谷ニ曰。昔高帝氏ノ子十二月晦日ノ夜死ス。其靈成鬼ト致ニス疾病ヲ因レ之ニ。以桃ノ弓葦ノ矢ヲ逐レト之ヲ云云。是只彼ノ疫鬼ヲ逐義也。光源

氏ニハ。ナヤラフト書侍ルナトハ。儼ナルヘシ。是ハ吳音ニ当レルニヤ、ラフトハ。逐ト云詞也。

(9)『太平記鈔』と広略共通記事が一致する唯一の例であるが、『年中行事歌合』ではなく、『嵯峨鈔』によっていると考えた。後述するように、広略共通記事依拠の有無が、先後関係を考えるうえで、重要な要素であるため、稿者にとっては、重要な問題である。

なお、『嵯峨鈔』の『年中行事歌合』依拠に関しては、野上『嵯峨鈔』年中行事記事の基礎的検討—中世後期—『年中行事歌合』／『公事根源』享受史のために—参照。

(10)『太平記鈔』が一つ書で書かれていること、「是等ハ皆息災ノ為ナリ」のあとに、「御修法ヲミシホトヨム」とつくことから、「是等」が「御齋会」項を承けていないと判断した。

(11)ただ、『嵯峨鈔』『年中行事大概』以外に、『禁秘抄』との一致が確認でき、『太平記鈔』卷二十四が、『公事根源』のみによって書かれたのではないことは明白である。

▼『太平記鈔』第二十四卷

一月次神今食 此御神事ハ一日ヨリ十一日ニイタル十二日ノ朝解斎ナリ真実ニ御ミツカラノ潔斎ハ十日ヨリアル也伊勢天照太神ヲ勧請申サレテ天子御ミツカラ神饌ヲ供セサセ玉フトソ靈龜二年六月ヨリ始レリト

『公事根源』

月次ノ祭

十一日

(中略)

神今食

同日

御神事は、一日よりはじまる。(中略)この神今食の儀は、

年に二度なり。伊勢天照太神を勧請申されて、天子御みづから神饌を供せさせ給ふにや。靈龜二年六月よりはじまる。

供ニ解斎ノ御粥ヲ 十二日

神今食のつきのあした、解斎の御粥まるる。

『禁秘抄』

二季ノ月次神今食「自二日至十一日也。十二日朝解斎。仍自二日僧尼重輕服人不參。但無行幸之時ハ。真実御身潔齊自十日也。中祀作法皆同之。」

(12) 『太平記賢愚抄』卷二十四における『壺囊鈔』利用に関しては、加美宏氏『太平記享受史論考』第一章第二節「その二 本格的な注釈書『太平記賢愚抄』」(桜楓社、一九八五年、初出一九七九年)に、左のごとく指摘されている。

例えば『賢愚抄』の卷二十四には、「年中行事」と総題して、元旦の四方拝より大晦日の追儺に至る宮中の主要年中行事が、十五丁(翻刻でも九頁分)にわたって列挙し解説されている。その末尾には「以上年中行事ニ如此アリ」とあるのみで出典を記さないが、これが実は、『壺囊鈔』卷四の二十一「四方拝小朝拜ナンド申ハ、何事ソ」という章から、卷五の三十四「追儺事」までを、そっくり引いたものである。

しかし、『太平記賢愚抄』卷二十四「追儺事」(『壺囊鈔』卷五―三十四による)につづく、「〇牛車轡車ノ旨トハ」(『壺囊鈔』卷五―三十五による)・「〇八座トハ」(『壺囊鈔』卷五―三十七による)・「〇尚書トハ」(『壺囊鈔』卷五―三十七による)までが、『壺囊鈔』に依拠しており、「〇尚書トハ」項に、「已上見壺囊鈔」とあるのだから、正確に言えば、出典は明記されていると見るべきである。

そして、加美氏は捨象しているが、『太平記賢愚抄』年中行事記事において、『壺囊鈔』依拠部分につづいて、「又云」「又説云」「或本」と標示して引かれる文は、すべて『年中行事大概』であることが指摘できる。「節折」項のみ何も標示がないのは、『壺囊鈔』「節折事」項を「節料事」として立項しているためである。『年中行事大概』が六月の項、『壺囊鈔』が十二月の項に掲載していることにも起因しているだろう。

▼『太平記賢愚抄』第二十四卷

又云屏風ヲ立廻香花燈供先向北セ給テ属星名ヲ七返唱給フ属星ハ本命名也云々執政大臣モ伊勢太神八幡以下諸神先聖ヲ拜シ給フト也

『年中行事大概』「四方拝」

元日寅刻に行る。御殿の東庭に御屏風をたてめぐらして。このうちに机をたて。花香燈などを供し。御座をしきて。天子まづ北へむかはせ給て。属星の名を七反となへ給ふ。属星とは本命星の事なり。次にいぬるに向て天を拝し。ひつじさるに向て地を拝し。次に東西南北を拝し給ふ。これによりて四方拝とはいへり。天子のみならず。執政大臣も四方拝をば行へり。それは伊勢八幡以下の諸神。先聖先師をも拝せる事あり。

▼『太平記賢愚抄』第二十四卷

又説云奏瑞トハ過シ年諸国ヨリ體泉連理木ナトノ嘉瑞ヲ申上タルヲ今日はヲ奏聞スルヲ云ヘリ即位ノ儀ニハ替也

『年中行事大概』「朝賀」

これも一日に行る。又は朝拝ともいへり。大極殿の高御座に出させ給て。百官みな礼服を着す。一代一度の御即位の儀式

に同じ。神武天皇元年。かし原の宮にしてはじめ行て。一条院の御宇まではありしかども。大儀なるによて。そのゝちはとめられ侍り。武官万歳の旗をふりて。宝祚をいはゐたてまつる事あり。又奏賀奏瑞とて。二人庭にすすみ出て申す事あり。奏瑞とは。過にしとし諸国より醴泉連理木などの嘉瑞を申あげたるを。けふこれを奏聞すれば奏瑞といへり。こればかり即位の儀には加はれり。

▼『太平記賢愚抄』第二十四卷

又説云「白馬ハ葦毛ノ馬也其色白ニ依テ白馬ノ節会ト云然レ共右ノ説ノ如ク以義アヲムマト読ナリ」

▼『年中行事大概』〔節会〕

七日にはあを馬を御らんぜ給ふ。あを馬とはあしげのむま。その色しろきによりて。白馬の節会とも名づけ侍り。又兵部省御弓奏をつとむ。御弓はじめに用させ給ふ御弓をたてまつるによて。御たらしの奏といへり。

▼『太平記賢愚抄』第二十四卷

或本ニ白猪白雞ヲ用事アリ今世ニ其沙汰ナシト云々

▼『年中行事大概』〔祈年祭〕

二月四日に。神祇官にして三十余座の神をまつりて。年穀をいのるによりて。としごひのまつりとはいふなり。しろきいのし。しろきには鳥をもちゐる事なり。いまの世にはそのさたなし。

▼『太平記賢愚抄』第二十四卷

或本ニハ建礼門ニテ祓トナリ

▼『年中行事大概』〔大祓〕

晦日に。百官建礼門にむかひてはらへをして。不祥をのぞく

よしの事あり。

▼『太平記賢愚抄』第二十四卷

節折ト云ハ竹ノ枝ニテ玉体ノ寸法ヲ取持出レハ神祇官祝言ヲ申テ祓ツトムル也竹ニテ寸法ヲトレハ節折ト名付也六月晦日ニアリ節折ヲハヨリトヨム

▼『年中行事大概』〔節折〕

これも卅日に。神祇官の宮主まいりて。御はらへをつとむるなり。よおりの命婦とて。竹の枝をもちてまいりて。玉体の寸法をとりてもちて出れば。神官のとを申て。はらひつとむるなり。竹にて寸法をとれば。よおりとはなづけ侍るなり。

▼『太平記賢愚抄』第二十四卷

或本云「二十六日内取ト云習礼心也召合ハ真外ノ相撲ノ正日也祓出トハ昨日勝タル者ヲ祓賞ラル此使小鳥使ト云也」万葉集ニカク誦セ侍リ相撲取日ニ至テヒサコ花ト申テタ顔ノ花ヲ作テ髻ニ指事アリ件其縁未考ヘ侍ラス

▼『年中行事大概』〔相撲節〕

すまひの事はたび／＼あり。廿六日は内取といふ。廿八日はめしあはせといふ。廿九日は拔出といふ。主上南殿に出御ありて。大臣以下御前の座につきて。さま／＼の儀式どもあり。たとへば内取といふは習礼の心也。召合はまことのすまひの正日也。ぬきでは昨日のすまひにちかたるものをめしぬきて。賞せらるゝよし也。諸国へ使をつかはして。供御人をめしのばせらるゝをば。ことりづかひといふ也。万葉集にかくよませ侍り。すまひとる日にいたりて。ひさ／＼ばなといひて。ゆふがほの花をつくりて。すまひのもと／＼にさす事あり。その本縁いまだかんがへみ侍らず。

▼『太平記賢愚抄』第二十四卷

或本二月林寺円城寺ナトニテ奉ラル例アリ近比ハ絶へ侍ルトナリ

『年中行事大概』〔御燈〕

三月と九月との三日に行はる。北辰といふ星をまつらせ給ふよしにて。たかきみねにて燈を供するなり。北山の靈岩寺にしてこの事あり。あるひは月林寺。円城寺などにてたてまつらるゝ例あり。ちかごろはまさしく御燈の儀はなくて。よしの御被をおこなはるゝなり。

▼『太平記賢愚抄』第二十四卷

或本云方相氏ト云テ鬼面ニ金ニテ四眼ヲ作身ハ赤物ヲ著テ手ニ鉦ヲ取疫癘ヲ追也今ノ世ニハ大殿ノ物此役ヲツトムルニヤ追儼ニ參公卿ハ桃弓葦矢ヲ取也此弓矢ハ疫癘ノ恐ル、本像アル故也

『年中行事大概』〔追儼〕

十二月卅日。おにやらひとて。疫病の陰氣に乗じて世にはやるをおひはらふ事也。方相氏といひて。鬼の面に金にて四のまなこをつくり。身にはあかき物をきて。手にたてほこをとりにて。疫病をおふ也。いまの世には大とのへの物このやくをとつとむるにや。又ついなにまゐる公卿は。桃の弓あしの矢をとる也。この弓矢をば。疫病のおそろゝ本縁あるゆへ也。

(13)加美宏氏『太平記鈔』に、つぎのごとく指摘されている。

まず『太平記鈔』と『賢愚抄』の関わりをみておきたいが、これについては、旧稿において、『太平記』卷一の「騷人」の注解に、

○騷人墨客トテ詩歌ヲモテアソヒ風流ナル人ヲ云フ唐詩

日騷人遥駐木蘭舟

(賢愚抄)

○騷人墨客ト云テ詩歌ヲモテアソフ風流ナル人ヲ云也玉屑ニハ騷翁墨客トモアルソ

(太平記鈔)

とある例をあげて、『太平記鈔』の注釈は『賢愚抄』のそれをうけつぎながら発展させていることを示唆的に述べたことがある。

もっと明白な例をあげてみよう。『太平記』卷二「俊基朝臣再関東下向事」にみえる著名な道行文注解の一部を対比してみると、

○近江路 古歌云近江路ヲ朝立クレハウネノ、ニ田鶴ソ

鳴ナル明ヌ此夜ハ宇瀬野ハ野路ノホトリナリ

○時雨モイタク 古今貫之歌ニ

白露モ時雨モイタクモリ山ノ下葉ノコラス色ツキニ

ケリ

○鏡山 古今大伴黒主歌ニ

鏡山イサ立ヨリテ見テユカン年ヘヌル身ハ老ヤシヌ

ルト

(賢愚抄)

○近江路ヤ世ノウネノ野 古歌ニ

近江路ヲ朝立クレハウネノ、ニ田鶴ソ鳴ナル明ヌ此

夜ハ 宇瀬野ハ野路ノホトリ也

○時雨モイタク 古今貫之歌ニ

白露モ時雨モイタクモリ山ノ下葉ノコラス色ツキニ

ケリ

○鏡山 古今大伴黒主歌ニ

鏡山イサ立ヨリテ見テユカン年ヘヌル身ハ老ヤシヌ

ルト

(太平記鈔)

となっている。両者は、ほぼ同文といつてよいが、偶然の符合とは考えにくく、『太平記鈔』が『賢愚抄』の注釈を、ほとんどそのままの形で、とりこんでいることは明らかである。

また『太平記鈔』は、巻四の「敗軍之将再不謀」という語句に、「此次句ニ亡国之大夫不可以図存ト史記ノ九十一ノ語也」と注を付しているが、これは『史記』の巻九十二「淮陰侯列伝」第三十二の誤りである。『賢愚抄』の同じ箇所の注に、「敗軍之将不可以言勇亡国之大夫不可以図存 史記九十一」とあることから、これなども『太平記鈔』が『賢愚抄』の誤りを踏襲した結果とみるべきであろう。

このように『太平記鈔』は、先行の『賢愚抄』から直接の影響を受け、その成果を継承しつつ成ったと思われる。しかし、さきにも述べたように、『太平記鈔』は、『賢愚抄』をうけついで、それを増補したというようなものではなく、注釈の質において、『賢愚抄』を大きく超えるものとなっているのである。

その他、一部を私に例示すると、左のごとし。

▼『太平記鈔』第一巻

一様々ノ大法 或人云山門四箇大法安鎮熾盛光七仏薬師ノ法ハ山門独修之普賢延命ハ東寺ニ兼テ修之東寺ノ大法ハ孔雀經仁王經請雨經三井ノ大法ハ尊星王法華ノ法金剛童子ナリ

『太平記賢愚抄』第一巻

○様々大法 山門四箇大法 安鎮 熾盛光
七仏薬師 山門独修之 普賢延命東寺兼修之
東寺大法 孔雀經 仁王經 請雨經

▼『太平記鈔』第二巻 三井大法 尊星王 法華法 金剛童子

一七八大寺 東大寺聖武帝神龜五年始造之興福寺不比等和銅三年造山階寺是也元興寺推古天皇崇峻天皇元年始造之飛鳥寺 本法興寺大安寺皇極天皇元年始造之蘇我馬子大臣造之和銅三年遷造之本名百濟寺薬師寺天武天皇元年造之西大寺 高野天皇天平勝宝元年創之至天平神護元年十七年造畢法隆寺聖德太子号伊香留香寺

『太平記賢愚抄』第二巻

○七大寺詣 ○東大寺 聖武天皇建立神龜五年造立之 ○興福寺 不比等 和銅三年造立号山階寺 ○元興寺 崇峻天皇元年推古造立本法興寺 飛鳥寺 ○大安寺 皇極天皇元年始之蘇我馬子和銅三年畢本名百濟寺 ○薬師寺 天武天皇元年造之 ○西大寺 高野天王天平神護元年造立之天平勝宝元年造之同七年造畢 ○法隆寺 聖德太子建立号伊香留香寺

▼『太平記鈔』第九巻

一三家 閑院花山院中院コレヲ英雄ノ三家ト云ナリ又此三家ニ一々ニ家々有之閑院トハ九条右丞相師輔公ノ男閑院太政大臣公季公ノ流ナリ此下ニ三条西園徳大寺コレヲ閑院ノ三家ト云ナリ花山院閑白内大臣頼通公男京極師実公ノ流ナリ此下ニ大炊御門洞院ノ二家分レタリ洞院ハ今バナジ中院ハ村上天皇ノ王子具平親王ノ流ナリ此親王ヲ後中書王ト申ス名譽ノ王子ナリ此下ニ久我堀河土御門三条ノ四家分レタリ此ヲ村上源氏ト云ナリ

『太平記賢愚抄』第九巻

○三家者閑院花山中院是曰英雄之三家此下家々有之閑院者九

条右丞相師輔公之男閑院大政大臣公季公之流也此下有「三家三条西國寺德大寺云之閑院王家也花山者関白内大臣頼通公之男京極師実公之流也此下二家有之大炊御門洞院是也中院者村上天王皇子具平親王之流也此下立四家久我堀川土御門三条云之村上源氏也」

▼『太平記鈔』第二十一卷

一光源氏ノ大将ノ白クサケルハト 源氏物語ノ夕顔卷ニ五条ワタリシツカ家ノ軒ニ白花サク隨身シテ何条花ト、ヒ玉ヘハ云

▼『太平記賢愚抄』第二十一卷

○夕顔 見于源氏第二 五条ワタリ賤家ノ軒ニ白花笑隨身シテ何条花ト問給ヘハ荒ナン賤女夕兒ノ花ト申又隨身シテ請給ヘハ内ヨリ女房ノ最優ナルヤ紅ノ扇ニ花ヲ折テ出ス是ヨリ見初メ通給定家巻頭ノ歌ニ 夕顔ノ花物申宿ナラハナト戀スマニ車立ラン

▼『塵荊鈔』巻五

并夕兒。此巻源氏は光ガ母、大式ノ尼ガ老病間ニヲワシケル時、五条ワタリ賤家ノ軒ニ白花咲ケル、隨身シテ、何条花ト問玉ヘバ、荒ナン賤女ガ庵ニ、夕兒ノ花ト申。又隨身シテ請イ給ヘバ、内ヨリ女房ノ最優ナルガ、紅ノ扇ニ花ヲ折テ出ヌ。是ヨリ見初メ通ヒ給。其後八月十八日夜半計ニ、野分吹雷鳴リ、六条院ニ化物乱入り、夕兒ノ上ヲ取テ、愛宕岩寺ヘ送ケリ。是ハ六条御息所ノ召使ル女房共也。又定家巻頭ノ歌ニ、夕顔ノ花物申宿ナラバナド慾ズマニ車立ラン

▼『太平記鈔』第二十二卷

一源氏ノ雨夜ノ物語 源氏簪木ノ巻ニアリ一条院ニテ頭中將

式部右馬頭諸人ノ善惡ノ品ヲ定メシヲ雨夜ノシナ定メト云ナリ

▼『太平記賢愚抄』第二十二卷

○源氏第二簪木此巻二十八段ノ神秘アリ一条院ニテ頭中將式部卿右馬頭諸人之善惡ノ品ヲ定メ給フ雨夜ノシナ定メト云フ『塵荊鈔』巻五

第二

簪木。此巻二十八段ノ神秘アリ。一条院ニテ頭中將、式部卿、右馬頭、諸人ノ善シ惡シキノ品ヲ定給。

以上から、『太平記鈔』の『太平記賢愚抄』利用を認めてよいだろう。

なお、『太平記賢愚抄』の『塵荊鈔』利用については、鈴木元氏「太平記受容史一斑―『太平記賢愚抄』をめぐる―」（長谷川端氏編『論集太平記の時代』新典社、二〇〇四年）参照。鈴木氏の論は、『塵荊鈔』巻六以外の利用を明らかにした最新の成果であるが、巻二十二「源氏第二簪木」についての指摘はない。その他、指摘がないものとして、巻二十六「蜀志十五」・「陳書三十六巻」（『塵荊鈔』巻十「漢朝俗書之事」による）・巻四十「和歌集」（『塵荊鈔』巻十「吾朝和歌集之事」による）があげられる。

また、鈴木氏の論では、『太平記賢愚抄』が「一箇所のみながら『史学提要』を引く（巻二十二）」ことが指摘されているが（次項「〇元王者」を含め、『燈前夜話』からの引用である）、『太平記鈔』も同じ箇所です。二箇所のみながら『史学提要』を引く。国書では、『塵荊鈔』のほか、『下学集』が『太平記賢愚抄』からの孫引である可能性がある。

(14) 出典記註はないが、明代の補註が「歳花記」とほぼ同文であり、注目に値する。

(15) 『太平記鈔』巻二十四「私云」の性格を理解するうえで、示唆的なのが、鈴木元氏「太平記受容史一斑―『太平記賢愚抄』をめぐって―」の、左の指摘である。

講釈の席での指摘が、そのまま文体に反映するとは限らないため、文体だけからの判断は危ういところがあるものの、同じ朗詠集にふれるにしても、覚明注を用いたことの歴然としている部分(巻一「牽牛織女」注)ではゾ体の介入が認められない点は示唆的だ。これは単に、文献による説明か口頭での説明かの違いを表すのではなく、「覚明注」と講者の学問との位相差を反映するものと思う。ゾ体の注釈が単純な語釈か漢籍の釈義にかかわる部分にしか登場しないのは、そのためであろうと考えられる。

おそらく、賢愚抄には二つの注釈の層が併存しているのであろう。その場合、はじめに検証した宋元代の諸類書は、純粹な引用であっても基本的にはゾ体注釈の層に属するものであろうと思う。直接には乾三の手で類書からの書き抜きが行われたにせよ、それは講釈に基づいての行為であっただろう(但しその際、受講者乾三には自由に諸類書を利用できる条件が保証されていなければなるまい)。

(16) 傍線部は、『万水一露』『孟津抄』『岷江入楚』などにも引かれる。

【附記】

旧稿『堪囊抄』年中行事記事の基礎的検討―中世後期(『年中行事

事歌合)／『公事根源』享受史のために―(『詞林』四三、二〇〇八年四月)を執筆していた時点では、広本独自記事と『太平記鈔』巻二十四の同文関係(および、『太平記鈔』巻二十四に『堪囊抄』を原拠とする部分があること)に気づいていなかったため、旧稿には、広本の記述に関して、失考がある。本稿をもつて、訂正したい。

(のがみ・じゅんいち 本学大学院博士後期課程)